

第3期

ひょうご教育創造プラン

兵庫県教育基本計画

[2019(平成31)年度～2023年度]

兵庫が育む ところ豊かで自立する人づくり

第3期重点テーマ

— 「未来への道を切り拓く力」の育成 —

(案)

平成●●年●月

兵 庫 県

目 次

前文

1 はじめに	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間及び運用	2

第1部 本県教育の成果と課題（第2期プランの検証）

基本方針 1 自立して未来に挑戦する態度の育成	3
基本方針 2 「生きる力」を育む教育の推進	6
基本方針 3 子どもたちの学びを支える仕組みの確立	14
基本方針 4 すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成	19

第2部 社会情勢・教育環境の変化

1 人口減少社会の到来	23
2 生活の変化	25
3 人生100年時代の到来	26
4 グローバル化の進展	27
5 ICTによる技術革新の進展	28
6 教育の機会均等	29
7 震災・気象災害への対応	30
8 働き方改革	31

第3部 兵庫の教育のめざす姿

1 基本理念	33
2 めざす人間像	34
3 育み培う心、力、態度	34
4 各主体の責任と役割	35
5 体系表（「基本方針」及び「基本的方向」）	36
6 基本方針	37
基本方針 1 「生きる力」を育む教育の推進	37
基本方針 2 子どもたちの学びを支える環境の充実	47
基本方針 3 人生100年を通じた学びの推進	53

第3期プランの骨子	57
-----------	----

策定の経緯	59
-------	----

前 文

1 はじめに

本県は、これまで、こころ豊かな人づくりを基調として、兵庫型「体験教育」¹、兵庫型教科担任制等兵庫らしい教育を展開し、兵庫はもとより、我が国の経済・文化・スポーツ等様々な分野における発展と繁栄に貢献できる人材を育ててきた。

これからの社会は、グローバル化²がより一層進展し、今以上に人、もの、金、情報が国を越えて移動する。これに、ICT³やAI⁴等の情報技術の急速な発達があり、変化の激しく、予測が難しい時代を迎え、教育に求められる人づくりも変わっていく。

こうした状況にあっても、県民一人一人が豊かに生きることができる、魅力と活力ある社会を築くためには、兵庫のめざす姿を示すことが重要である。県政 150 周年を迎え、新たなビジョンとなる「兵庫 2030 年の展望」が策定され、この中で、今後、兵庫の教育に期待される人づくりが示されている。

この展望とともに国の第 3 期教育振興基本計画⁵等を参酌しつつ、第 2 期「ひょうご教育創造プラン」の成果と課題を踏まえ、今後の 5 年間における兵庫の教育の指針となる第 3 期「ひょうご教育創造プラン」を策定した。

本プランでは、兵庫らしい教育が展開できるよう、いつの時代においても教育に必要とされるもの（＝不易）を基本としながら、この中で又は新たにこの 5 年間に重点的に取り組むもの（＝流行）を「『未来への道を切り拓く力』の育成」とのテーマのもと、明確にした。

今後、県民の参画と協働のもと、このプランに基づく諸施策を実施し、次代を担う人づくりに全力で取り組んでいきたい。

¹ 兵庫型「体験教育」：小学 3 年生の「環境体験事業」、小学 5 年生の「自然学校」、中学 1 年生の「青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～」、中学 2 年生の「トライやる・ウィーク」、高校生の「高校生ふるさと貢献・活性化事業～トライやる・ワーク～」や「高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～」等、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県民の「参画と協働」を基本姿勢に、子どもたちが「生きる力」を身に付け、たくましく生きていけるよう、児童生徒の発達段階を踏まえ体系的に整備した体験活動。

² グローバル化：情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

³ ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略。情報・通信に関する技術の総称。

⁴ AI：「Artificial Intelligence（人工知能）」の略。人間が持っている、認識や推論等の能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

⁵ 教育振興基本計画：教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に示された理念の実現と、国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定する計画。平成 30 年 6 月 15 日付けで、第 3 期の教育振興基本計画を閣議決定された。（対象期間：2018（平成 30）年度～2022 年度）

2 計画の性格

- 本計画の性格は次のとおりである。
 - ・ 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画
 - ・ 家庭教育、幼児期から大学等までの学校教育、社会教育・生涯学習、スポーツの振興等、本県の教育全体に関する計画であり、教育に関する各分野の個別計画の基本となる計画
 - ・ 市町の教育に関する計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針
 - ・ 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条に基づき、当該計画のうち基本構想に係る基本方針及び基本的方向について、県議会の議決を経て改定（平成31年●月）

【教育基本法】

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例】

（議会の議決）

第3条 知事等は、基本的な計画の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止をするに当たっては、当該計画のうち基本構想に係ることについて、議会の議決を経なければならない。

3 計画の期間及び運用

- 計画期間は、2019(平成31)年度から2023年度までの5年間とする。
- 毎年度、実施計画を定め具体的施策に取り組むとともに、その検証を行いつつ、次年度の実施計画に反映していく。
- 具体的施策の推進にあたっては、県・市町（学校、社会教育施設等）、家庭、地域が一体となって、教育関係の公益法人、NPO（非営利団体）等の関係団体等とも連携を図りつつ、社会全体で教育の向上に取り組む。

第1部 本県教育の成果と課題（第2期プランの検証）

第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（計画期間：平成26年度～平成30年度）の基本理念「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり ー学び、育て、支えるひょうごの教育ー」に基づき、第2期プランが掲げる4つの「基本方針」に沿って取組と成果を検証するとともに、課題と今後の方向性を示した。

なお、本冊子では総括的に成果と課題を取りまとめており、詳細については、毎年度作成している「取組状況報告書」にまとめている。

基本方針 1

自立して未来に挑戦する態度の育成

「自立して未来に挑戦する態度」を育成するため、3つの基本的方向「社会的自立に向けたキャリア形成の支援」「兵庫型『体験教育』の推進」「グローバル化に対応した教育の推進」に沿って、教育施策の充実を図った。

1 社会的自立に向けたキャリア形成の支援

(1) これまでの主な取組

- 子どもたちが学びの原動力となる夢や目標をもち、自分らしい生き方を実現するため、小・中・高それぞれの発達段階に応じ、県が作成したキャリアノート⁶等を活用し、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育⁷の充実を図った。
- 小・中・高それぞれの発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」を通して、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成する取組を行い、児童生徒のキャリア形成の支援を図った。
- 平成27年の公職選挙法の改正により、18歳以上に選挙権が付与されたことに伴い、政治的教養を高める教育に係る教員実践研究事業を通じて教員の実践力を高めるとともに、高校生の政治的教養を高める教育の充実を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- 将来の生き方や職業について考え、それを実現するために努力している高校生の割合が、平成26年度の44.0%から平成29年度には60.3%に増加するなど、社会的自立に必要な能力の育成について成果を得た。

指標		実績値				目標値
		H26	H27	H28	H29	H30
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	小	86.5%	86.6%	85.1%	85.9%	全国平均(85.9%)以上
	中	70.1%	70.2%	69.6%	69.2%	全国平均(70.5%)以上
将来の生き方や職業について考え、それを実現するために努力している生徒の割合[高]		44.0%	52.9%	51.4%	60.3%	60%

※目標値欄の（ ）内の数値は、平成29年度の全国平均値

⁶ キャリアノート：キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す様々な学習経験や活動の記録等を児童生徒が書き込むノート。小学校用、中学校用、高等学校用がある。

⁷ キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

(3) 課題と方向性

- ・ 職種や働き方が多様化し、仕事と生活が調和した社会の実現が求められる中で、子どもたちが夢や目標をもち、具体的な計画を立て、それに向かって進んでいく力を育成するため、小・中・高一貫した体系的・系統的なキャリア教育の充実を図る必要がある。
- ・ IT⁸化やグローバル化等の進展に伴い、将来の就労構造の変化や新産業の創出が見込まれる中で、キャリアプランニング能力⁹をはじめ、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力を養うなど、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力の育成を図る必要がある。

2 兵庫型「体験教育」の推進

(1) これまでの主な取組

- ・ 全国に先駆けて実施した小学校での自然学校（小学5年生）をはじめ、中学校でのトライやる・ウィーク¹⁰（中学2年生）、高校でのふるさと貢献活動等によって、自然、地域社会及び芸術文化に触れる「本物に出会う感動体験」や地域の人々等との関わりを通じた「絆に気づき、感謝する体験」「ふるさと意識¹¹の醸成を図る体験」について、小・中・高それぞれの発達段階に応じて、県民の参画と協働のもと体験活動の充実を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 自発的に地域活動やボランティア活動に参加した高校生の割合が、平成26年度の25.1%から平成29年度には28.6%に増加するなど、地域の人々等との関わりを通じた体験活動等が充実した。

指標	実績値				目標値	
	H26	H27	H28	H29	H30	
地域と協働してふるさとの自然のよさに気付く学習プログラムを実施した学校の割合[小]	83.5%	83.9%	84.8%	95.2%	100%	
今、住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小	65.0%	63.8%	65.3%	59.4%	全国平均(62.6%)以上
	中	44.0%	44.9%	45.8%	41.4%	全国平均(42.1%)以上
自発的に地域活動やボランティア活動(地域の祭り等の伝統行事や清掃活動等:学校行事除く)に参加した生徒の割合[高]	25.1%	26.9%	27.3%	28.6%	33%	

※目標値欄の（ ）内の数値は、平成29年度の全国平均値

(3) 課題と方向性

- ・ 社会環境の変化を踏まえながら、子どもたちが豊かな人間性や社会性を身に付け、命を大切にする心、思いやりの心及び共生の心の大切さを認識できるよう、引き続き発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」の充実を図る必要がある。

⁸ IT: 「Information Technology(情報技術)」の略。パソコン等の情報機器や、インターネット、通信インフラ等を組み合わせて活用していくための技術の総称。現在は、「ICT」という用語が使われることも多い。

⁹ キャリアプランニング能力: 「基礎的・汎用的能力」の4つの能力のうちの一つ。「働くこと」の意義を理解し、自ら果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、主体的に判断してキャリアを形成していく力。

¹⁰ トライやる・ウィーク: 公立中学校2年生を対象に1週間にわたり実施する、地域や自然の中で行う多様な社会体験活動。

¹¹ ふるさと意識: 自分が生まれ、育ち、住んでいる地域をふるさととして大切に思う気持ち。自分が生まれ、育ち、住んでいる地域への愛着や誇りがあるからこそ、地域の将来を考え、未来への期待をもつことができる。その地域への思い入れや愛着がふるさと意識とも言える。

- 子どもたちの自立心を育むため、児童生徒の主体的・自発的な活動を取り入れた体験活動となるよう工夫するとともに、試行錯誤を繰り返す中で達成感や自己有用感を感じさせるなど、学ぶ意欲や成長する意欲を喚起する取組の充実を図る必要がある。

3 グローバル化に対応した教育の推進

(1) これまでの主な取組

- 外国語を用いた豊かな語学力・コミュニケーション能力を育成するため、グローバル・イングリッシュ・プロジェクト¹²や地域人材を活用した小学校英語教育支援充実事業等により、英語をはじめとする外国語教育や異文化に直接触れる機会の充実を図った。
- 将来国際社会で活躍する意欲・態度等を育成するため、海外留学チャレンジプラン¹³や国際交流推進事業等により、高校生の海外留学・国際交流の充実を図った。
- ふるさと兵庫を愛する態度を育て、地域の一員としての自覚を高めるため、高等学校における日本の歴史及び文化に関する学習の充実を図る事業や小・中学校での伝統文化の学びの充実を図る事業等により、伝統文化に触れる機会の充実を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- 将来、外国へ留学したり、国際的な仕事に就いたりしてみたいと思う高校生の割合が、平成26年度の37.7%から平成29年度には48.5%に増加するなど、国際的視野に立って主体的に行動するために必要な態度・能力の育成について成果を得た。

指標		実績値				目標値
		H26	H27	H28	H29	H30
難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している児童生徒の割合	小	72.9%	74.5%	74.1%	75.7%	78%
	中	65.4%	65.5%	66.6%	68.0%	69%
将来、外国に留学したり、国際的な仕事に就いたりしてみたいと思う生徒の割合 [高]		37.7%	44.4%	42.6%	48.5%	50%
英検準2級以上相当の英語力を有する高校3年生の割合		42.6%	42.0%	43.9%	45.1%	50%

(3) 課題と方向性

- 国際化が進む社会では、相手をより理解するために、語学力やコミュニケーション能力が必要とされることから、外国語の授業改善や教員の指導力の向上等、外国語教育や異文化理解に関する教育の充実を図る必要がある。
- 主体性やチャレンジ精神をもって国際社会で活躍する意欲・態度を育成するため、海外留学や国際交流等の促進を図る必要がある。
- グローバル化が進む社会において、自己のよりどころとなるふるさと意識の醸成を図るため、日本、兵庫、更に自らの「ふるさと」の伝統や文化に触れる機会の充実を図る必要がある。

¹² グローバル・イングリッシュ・プロジェクト: ネイティブの外国人外国語指導助手(ALT)の配置により、英語教育の充実を図る事業。

¹³ 海外留学チャレンジプラン: 高校生の海外留学や国際的な職業への関心を喚起するため、世界で活躍する方々を講師に迎えた講演会や海外留学への支援を行う事業。

「生きる力」を育む教育の推進

「『生きる力¹⁴』を育む教育」を推進するため、7つの基本的方向「『確かな学力¹⁵』の育成」「『豊かな心』の育成」「『健やかな体』の育成」「幼児期の教育の充実」「特別支援教育の充実」「私学教育の振興」「高等教育の推進」に沿って、教育施策の充実を図った。

1 「確かな学力」の育成

(1) これまでの主な取組

- ・ 義務教育段階では、基本的な学習習慣・生活習慣の定着、基礎学力の向上及び小学校から中学校への円滑な接続を図るため35人学級編制や兵庫型教科担任制¹⁶等に取り組んだ。また、指導方法の工夫改善を図るため、全国学力・学習状況調査¹⁷の結果等を踏まえた「ひょうごつまずきポイント指導事例集¹⁸」を活用した指導等学力向上方策の充実を図った。
- ・ 高校段階では、5学区に再編した通学区域¹⁹の定着を図るとともに、インスパイア・ハイスクール事業²⁰により、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりの推進を図った。また、高大接続推進事業等により、生徒の学習意欲や学力の向上を図った。
- ・ 小・中・高の各段階において、各教科等における「ことばの力」の育成、科学技術の基礎となる理数教育、情報社会を主体的に生きるための情報教育等の充実を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 全国学力・学習状況調査において、全科目で全国平均と同程度の学力となっている。
- ・ 「学校の授業がよく分かる」と感じている生徒の割合が、平成26年度の58.1%から平成29年度には60.8%と増加傾向にあるなど、高校における校内研修や授業改善が進んだ。

¹⁴ **生きる力**：中央教育審議会答申(平成28年12月21日)においては、「予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた『生きる力』であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを發揮できるようにしていくことが必要」とされた。また、「汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた学校教育の蓄積を生かしていくことが重要」とされた。

¹⁵ **確かな学力**：知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

¹⁶ **兵庫型教科担任制**：小学校5・6年生において、学力向上や小学校から中学校への円滑な接続(小学校：学級担任制→中学校：教科担任制)を図るため、教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせたもの。

¹⁷ **全国学力・学習状況調査**：平成19年度より日本全国の小学6年生と中学3年生を対象として行われるテスト。

¹⁸ **ひょうごつまずきポイント指導事例集**：全国学力・学習状況調査の結果等から明らかとなった課題を踏まえ、学校等における指導方法の工夫改善を支援するためのもの。

¹⁹ **5学区に再編した通学区域**：平成27年度兵庫県公立高等学校入学者選抜より、従前の16学区から5学区に通学区域を再編した。

²⁰ **インスパイア・ハイスクール事業**：学びたいことが学べる高校づくりを更に推進するため、各校の魅力・特色づくり等を支援するもの。

指標		実績値				目標値
		H26	H27	H28	H29	H30
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（平均正答率）〔小学校〕	国語A	72.9%	70.1%	73.0%	75.0%	全国平均(75%)以上
	国語B	54.6%	65.5%	58.0%	57.0%	全国平均(58%)以上
	算数A	77.7%	75.2%	78.0%	78.0%	全国平均(79%)以上
	算数B	58.4%	46.9%	47.0%	46.0%	全国平均(46%)以上
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（平均正答率）〔中学校〕	国語A	79.9%	77.1%	76.0%	78.0%	全国平均(77%)以上
	国語B	51.1%	65.9%	66.0%	72.0%	全国平均(72%)以上
	数学A	69.6%	67.1%	66.0%	68.0%	全国平均(65%)以上
	数学B	61.3%	42.8%	46.0%	50.0%	全国平均(48%)以上
授業（国、算・数）の内容がよく分かると回答する児童生徒の割合	小国	78.6%	80.9%	79.5%	81.4%	83%
	小算	77.2%	79.2%	78.1%	78.8%	84%
	中国	70.7%	71.7%	72.8%	73.2%	75%
	中数	69.8%	69.8%	67.7%	67.3%	74%
「学校の授業がよく分かる」と感じている生徒の割合〔高〕		58.1%	57.4%	57.5%	60.8%	60%
学校の授業以外に、普段（月曜から金曜日）、1日当たり30分以上読書する児童生徒の割合	小	37.2%	36.3%	34.8%	34.6%	41%
	中	28.5%	27.2%	25.3%	26.3%	33%
	高	11.0%	11.6%	11.8%	12.2%	15%
家庭等学校での授業以外で平日に1時間以上学習する児童生徒の割合	小	62.7%	63.0%	63.1%	64.1%	70%
	中	67.7%	69.4%	68.2%	70.3%	73%
	高	51.7%	49.8%	48.5%	50.5%	55%
ICT活用、情報モラル指導等に関する校内研修を実施している学校の割合〔小・中・高〕		58.5%	95.0%	95.6%	—	100%

※目標値欄の（ ）内の数値は、平成29年度の全国平均値

(3) 課題と方向性

- ・ 児童生徒の学習意欲を高め、更なる学力向上を図るため、新学習指導要領²¹の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び²²」の実現に向けた授業改善の取組の推進を図る必要がある。
- ・ 生徒の個性や能力を伸ばし、創造性を育むため、大学や社会教育施設等と連携した教育機会の充実を図る必要がある。
- ・ 児童生徒の科学的・数学的思考力、表現力、課題解決能力等を育むため、理科、数学及び科学技術に対する興味・関心・意欲・能力を高める取組の充実を図る必要がある。
- ・ 新学習指導要領において、情報活用能力²³（情報モラル²⁴を含む）が学びを支える基盤とされたことから、各教科の特性に応じたプログラミング教育²⁵の充実を図る必要がある。

²¹ 新学習指導要領：中央教育審議会による「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)が示されたことを受け、幼稚園は平成29年3月に告示、平成30年4月より全面实施。小学校は平成29年3月に告示、平成31年4月より全面实施。中学校は平成29年3月に告示、2021年4月より全面实施。高等学校は平成30年3月に告示、2022年4月より年次進行で実施。

²² 主体的・対話的で深い学び：知識の理解の質を高め資質・能力を育むため、新学習指導要領で示された考え方。「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」とは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに想像したりすることに向かうこと。

2 「豊かな心」の育成

(1) これまでの主な取組

- 子どもたちの豊かな人間性と社会性を育成するため、集団活動、地域の大人たちとの交流、自然との触れ合い等を通して、小・中・高それぞれの発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」の充実を図った。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するため、「兵庫版道徳教育副読本」を活用し、家庭・地域との連携のもと、授業公開を促進しつつ、指導体制の充実や教員の指導力の向上を図った。
- 自分自身や他者に対する肯定的な態度や多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育成し、人権尊重の精神を培うため、人権教育資料の効果的な活用と普及を図るとともに、子ども多文化共生教育支援事業により、多様な交流事業を実施するなど人権教育の推進を図った。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、学校の防災体制の充実、地域と連携した防災教育の推進、東日本大震災の被災地支援等の推進を通じて、自らの生命を守るために主体的に行動する力とともに、助け合いやボランティア精神等共生の心を育む「兵庫の防災教育²⁶」の充実を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合が、平成26年度の76.8%(小)・66.3%(中)から平成29年度には78.3%(小)・70.5%(中)に、また、難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している児童生徒の割合が、平成26年度の72.9%(小)・65.4%(中)から平成29年度には75.7%(小)・68.0%(中)と増加傾向にあるなど、自己肯定感・自尊感情やチャレンジ精神を育てる指導において成果を得た。

指標		実績値				目標値
		H26	H27	H28	H29	H30
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小	76.8%	77.0%	76.5%	78.3%	81%
	中	66.3%	67.6%	69.3%	70.5%	71%
難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している児童生徒の割合	小	72.9%	74.5%	74.1%	75.7%	78%
	中	65.4%	65.5%	66.6%	68.0%	69%
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小	94.2%	93.9%	93.9%	92.7%	100%
	中	93.9%	93.5%	92.8%	91.8%	100%

(3) 課題と方向性

- 自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信等の自尊感情、他者への思いやり、地域社会への貢献等を通じた社会に参画する態度等の道徳性を育成するため、小・中学校

²³ 情報活用能力：情報モラルを身に付け、コンピュータ等の情報手段を適切に活用できる能力。

²⁴ 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度。

²⁵ プログラミング教育：プログラミング的思考(自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力)を育む教育。

²⁶ 兵庫の防災教育：阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験や教訓を踏まえ、地域の特性に起因する様々な自然災害から自らの生命を守るため、災害に対する正しい知識や技能を身に付け、適切に判断し、主体的に行動する力を育成するとともに、生命に対する畏敬の念や助け合い、ボランティア精神等「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を児童生徒に考えさせる教育。

で教科化された「特別の教科 道徳²⁷」での深い思考による学びに加え、兵庫型「体験教育」等を通して、家庭や地域と連携した道徳の充実を図る必要がある。

- ・ 人権意識を高め、多様な人々と豊かに共生する心を培うため、家庭・地域との連携のもと、人権課題の主体的解決に向けた教育の推進を図るとともに、多文化共生にかかわる多様な交流事業等を実施する必要がある。
- ・ 阪神・淡路大震災からおよそ四半世紀が経過し、震災の経験やそこから得た教訓の風化が懸念される中、多発する自然災害に対する正しい知識・技能、適切な判断力、共生の心を育むため、児童生徒、教職員による被災地への支援活動を実施するとともに、支援活動の経験をいかした「兵庫の防災教育」の充実を図る必要がある。

3 「健やかな体」の育成

(1) これまでの主な取組

- ・ 生涯にわたり継続して運動に取り組むことができる資質・能力を育むため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査²⁸等の結果を踏まえつつ、「体力アップひょうご」サポート事業により、体力・運動能力の向上を図るとともに、運動部活動活性化推進事業により、運動部活動等において責任感、連帯感の涵養を図った。
- ・ 児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、家庭・地域と連携しながら、学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な食育の実践に取り組んだ。
- ・ 多様化・深刻化している心身の健康課題を解決するため、学校保健についての教職員の資質・能力の向上、学習指導要領に即した体系的な保健教育の充実及び家庭・地域の医療機関等との連携による保健管理の充実を図った。また、子どもたちに自らの安全を守るための能力を身に付けさせるため、安全教育の推進を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、昭和60年頃の子どもの体力水準に達している項目の割合が、平成26年度の18.2%から平成29年度には31.8%に増加しており、児童生徒の体力水準が向上しているという傾向が見られた。

指標		実績値				目標値
		H26	H27	H28	H29	H30
昭和60年頃の子どもの体力水準に達している項目の割合 [小・中・高]		18.2%	22.7%	27.3%	31.8%	50%
スポーツをする児童生徒の割合 (授業を除き1日1時間以上)	小	48.4%	48.6%	50.3%	52.0%	77.8%
	中	79.9%	78.1%	78.4%	78.0%	86.9%
	高	51.2%	53.9%	54.9%	54.7%	78%
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小	86.8%	86.3%	86.5%	85.9%	92%
	中	82.8%	83.1%	82.9%	82.4%	88%
	高	80.7%	82.5%	82.2%	80.7%	85%
薬物乱用防止教室を開催した学校の割合 [中・高]		80.1%	78.9%	94.7%	92.9%	100%

²⁷ 特別の教科 道徳：平成29年3月に告示された学習指導要領において、これまでの道徳の時間が小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から教科化され、「特別の教科 道徳」として全面实施。これにより、発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図る必要がある。また、検定教科書が配布されること、文章による「評価」が行われること等の変化がある。

²⁸ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：平成20年度より日本全国の小学5年生と中学2年生を対象として行われる、スポーツテスト。

(3) 課題と方向性

- ・ 運動習慣の定着による基礎的な体力の向上に向けて、教員の指導力及び実技能力の向上を図る必要がある。
- ・ 児童生徒の朝食欠食率が増加していることを踏まえ、食事、運動、休養等が調和した健康的な生活に向けた自己管理能力を育成するため、学校教育活動全体を通じた計画的・継続的な食育実践体制の充実を図る必要がある。
- ・ 様々な危機に適切に対応し、自らの命を守り抜くために主体的に行動する態度を育成できるよう、安全に対する意識を高めるための教室・講習を実施するなど、保健・安全教育の充実を図る必要がある。

4 幼児期の教育の充実

(1) これまでの主な取組

- ・ 幼児期の教育の質の向上を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園²⁹において、幼児一人一人の発達や学びの連続性及び家庭生活等との連続性を確保すべく、幼児教育支援事業、私立幼稚園教員子育て支援研修事業、保育所緊急整備事業、認定こども園整備事業等により、環境整備等の充実を図った。
- ・ 小学校の教育活動とのつながりを見通し、幼小の円滑な接続推進事業により、幼児期と小学校の教育内容や指導方法の工夫改善等の充実を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 幼稚園教員と保育士の合同研修を実施する市町の割合が、平成26年度の82.5%から平成29年度には90.0%に増加するとともに、円滑な接続のために小学校と連携した公立幼稚園の割合が、平成26年度の88.1%から平成29年度には100%に増加するなど、幼・保・小の連携や幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を見据えた体制整備が進展した。

指標	実績値				目標値
	H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園教員と保育士の合同研修を実施する市町の割合	82.5%	87.5%	90.0%	90.0%	88%
円滑な接続のために小学校と連携した公立幼稚園の割合	88.1%	97.3%	98.3%	100%	100%

(3) 課題と方向性

- ・ 保育の必要性の有無に関わらず、就学前のすべての子どもを受け入れ、幼児期の教育と保育を一体的に行うとともに地域の子育て支援機能も併せもつ施設である「認定こども園」の整備については、積極的な推進を図る必要がある。
- ・ 幼稚園、保育所及び認定こども園における幼児期の教育の質の向上とともに、小学校教育との円滑な接続を見据えて、学びの連続性を確保する取組の充実を図る必要がある。

²⁹ 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている施設。

5 特別支援教育の充実

(1) これまでの主な取組

- ・ 障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応するため、特別支援学校に加え、幼稚園、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における指導の充実を図った。
- ・ すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、特別支援教育に関する優れた県内実践事例を共有・活用するなど、基礎的な知識・技能の習得、障害特性に対応する指導力の向上を図った。
- ・ 障害のある児童生徒等の社会的自立と社会参加を支援するため、就学前から卒業後までを見通した一貫した相談・支援体制の構築や児童生徒の希望や特性に応じた進路指導・個別の教育支援計画等の引継ぎによる継続的な支援の推進を図った。また、就労支援体制の整備・充実等特別支援学校におけるキャリア教育の推進を図った。
- ・ 障害のある児童生徒等が地域社会の一員として生きる力を育むため、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒が相互理解を深める教育効果の高い交流及び共同学習を計画的・組織的・継続的に実施した。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 交流及び共同学習を通じて、障害のある生徒の理解がよく深まった高校生の割合は、平成 26 年度の 87.2%から平成 29 年度には 92.3%に増加するなど、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習の広がりによって、障害のある生徒と障害のない生徒の相互理解が深まった。
- ・ 就労体験を受け入れる企業・事務所等の数が、平成 26 年度の 466 事業所から平成 29 年度には 699 事業所となるなど、特別支援学校から一般就労する卒業生の割合を向上させるための地元企業との連携が進んだ。

指標	実績値				目標値
	H26	H27	H28	H29	H30
交流及び共同学習を通じて、障害のある生徒の理解がよく深まった高校生の割合	87.2%	86.3%	91.1%	92.3%	95%
特別支援学校高等部生徒の就労体験を受け入れる企業・事業所等の数	466 事業所	544 事業所	544 事業所	699 事業所	毎年度 450 事業

(3) 課題と方向性

- ・ 障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応するため、個別の指導計画³⁰の作成・活用の徹底や個別の教育支援計画³¹の引継ぎの徹底等に対する教員の意識を一層高め、引き続き切れ目ない指導・支援の充実を図る必要がある。
- ・ 障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒との相互理解を深めるため、合理的な配慮³²に基づく教育内容や方法等の充実、交流対象障害種別の拡充、教育活動の開発等、交流及び共同学習等の取組の効果を一層高める工夫が必要である。

³⁰ 個別の指導計画： 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導を行うためのきめ細かい計画。例えば、単元、学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

³¹ 個別の教育支援計画： 他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画。一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成する。作成に当たっては関係機関との連携が必要である。また保護者の参画や意見等を聞くこと等が求められる。

³² 合理的な配慮： 社会的障壁の除去の実施を現に必要とする意思を表明している障害者又はその家族等に対し、社会通念上相当と認められる人的負担、物的負担又は経済的負担その他負担の範囲内で、障害のない者との平等な待遇を確保するために行う必要かつ適当な変更又は調整。

- ・ 特別支援学校高等部から一般就労する卒業生の割合を向上させるため、地元企業と連携した取組の更なる充実を図る必要がある。
- ・ 障害のある児童生徒等の今後の見通しを踏まえ、学びの環境整備を図る必要がある。

6 私学教育の振興

(1) これまでの主な取組

- ・ 私立学校の適正な運営を確保し、保護者の経済的な負担の軽減等を図るため、経常費補助、魅力ある学校づくり、特色ある教育活動等に対する助成、就学支援金・授業料軽減補助をはじめとする私立高等学校等生徒の就学助成を実施した。
- ・ 私立専修学校³³・各種学校³⁴の教育の振興を図るため、学校運営の基盤強化、特色ある先進的な教育の推進、産業界や地域と連携した職業教育や技術教育、生涯学習機能の充実のための助成等を実施した。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 少子化の進展により、生徒数が減少する中、私立学校の募集定員に対する充足率は、平成26年度の93.2%に対して増減しながら同程度で推移しており、経常費補助や就学助成も活用しながら各私立学校の魅力ある学校づくりが推進された。

指標	実績値				目標値
	H26	H27	H28	H29	H30
県民による私立高校の選択（募集定員充足率）	93.2%	88.6%	92.6%	89.4%	H26実績値を維持

(3) 課題と方向性

- ・ 私立学校の多様な個性や能力を伸ばす教育を更に充実させるため、国における授業料無償化の動向を踏まえながら、兵庫の公教育をともに支える私立学校と公立学校が切磋琢磨する環境づくりの推進を図る必要がある。
- ・ 専修学校・各種学校における産業界・地域との連携による職業教育や技術教育、多様性のある生涯学習機能の充実のための支援や助成を実施する必要がある。

³³ 専修学校：昭和51年に新しい学校制度として創設された。学校教育法の中で「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成している。授業時数・教員数や施設・設備等の一定の基準（専修学校設置基準等）を満たしている場合に、都道府県知事の認可を受けて設置される。

³⁴ 各種学校：明治12年の教育令中「学校は小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校、その他各種の学校とする」に始まるといわれており、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護、保健、理容、美容、タイプ、英会話、工業等をはじめとする各種の教育施設を含む。授業時数・教員数や施設・設備等の一定の基準（各種学校規程等）を満たしている場合に、都道府県知事の認可を受けて設置される。

7 高等教育の推進

(1) これまでの主な取組

- ・ 姫路工学キャンパスの整備や大学院減災復興政策研究科³⁵の開設等、公立大学法人兵庫県立大学中期目標の達成に向け、伝統と強みをいかした個性・特色豊かな県立大学づくりの推進を図った。
- ・ 学長と知事の懇話会の開催、大学コンソーシアムひょうご神戸³⁶等と連携した単位互換制度の推進、HUMAP³⁷構想の推進等により、県内大学の連携強化を図り、各大学・短大等が行う教育・研究の質的向上、学生支援、地域への貢献等の取組を促進した。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 県立大学における共同研究・受託研究数が、平成 26 年度の 197 件から平成 29 年度には 213 件に増加し、活発な研究が行われた。
- ・ 県立大学における地域向けの公開講座・オープンゼミナールの受講人数が、平成 26 年度の 1,312 人から平成 29 年度には 2,563 人と順調に増加しており、学生や地域にとって魅力ある県立大学づくりが推進された。

指標	実績値				目標値
	H26	H27	H28	H29	H30
県立大学における共同研究・受託研究数	197 件	207 件	202 件	213 件	220 件
県立大学における地域向けの公開講座・オープンゼミナールの開催（受講人数）	1,312 人	1,642 人	2,171 人	2,563 人	2,200 人
HUMAP 構想による短期留学生交流人数	359 人	350 人	367 人	360 人	毎年度 350 人以上

(3) 課題と方向性

- ・ 自律的かつ効率的な大学運営とともに、個性・特色化に向けた取組を支援し、学生や地域にとって一層魅力ある県立大学づくりの推進を図る必要がある。
- ・ 学生が主体となって取り組む地域連携活動、先端医工学連携等産業界や企業等との連携による産学官連携活動等により、地域社会に貢献し、地域の核となる大学づくりの一層の推進を図る必要がある。
- ・ HUMAP 構想に参加する大学の短期留学生の人数が、平成 28 年度より微減したことから、両地域の大学間の学生・研修者の交流を促進する取組が必要である。
- ・ 県立大学における留学生の受入人数の増加に向けた取組が必要である。

³⁵ 大学院減災復興政策研究科：阪神・淡路大震災以後、行政、企業、学校、NPO、コミュニティ、ボランティア等多様な主体が蓄積した教訓や知見を学問的に体系化するとともに、減災と復興を表裏一体的なものとして捉え、既存の学問を横断的に組み合わせることにより、減災復興政策にかかる教育研究を展開している。平成 29 年 4 月設置された。

³⁶ 大学コンソーシアムひょうご神戸：兵庫県下大学学長会議(平成 17 年 11 月 11 日)において「県下大学コンソーシアム機能の強化」について意見交換がなされたことに端を発し、平成 18 年 6 月 12 日に発足された。その後、一般社団法人(平成 28 年 4 月 1 日)となり、県下の 32 大学、8 短期大学・短期大学部、1 高等専門学校計 41 校、学生総数約 10 万人を母体に活動している。

³⁷ HUMAP：「ヒューママップ(兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク)」は、県内の大学とアジア・太平洋地域の大学との交流を深め、地域の教育や研究の水準の向上を図るとともに、将来の発展を担う人材を育成することを目的に平成 12 年 5 月に発足された。

基本方針 3

子どもたちの学びを支える仕組みの確立

子どもたちの学びを支える仕組みを確立するため、4つの基本的方向「学校の組織力と教職員の資質・能力の向上」「安全・安心な学習環境の整備」「家庭の教育力の向上」「地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進」に沿って、教育施策の充実を図った。

1 学校の組織力と教職員の資質・能力の向上

(1) これまでの主な取組

【学校の組織力の向上】

- ・ 学校の特色や地域の実態を踏まえた学校評価システムを確立し、PDCA サイクルにより、継続的に学校運営の改善を図るとともに、家庭・地域との連携のもと学校安全計画に基づく危機管理体制の構築を図った。
- ・ いじめの問題に対峙するため、兵庫県いじめ防止基本方針³⁸（平成29年3月改定）に基づき、学校・関係機関が一丸となったいじめの未然防止、早期発見・早期対応を目的とした、全県的、地域的な連携体制の強化を図った。また、スクールカウンセラー³⁹の配置に併せて、教職員の対応能力向上に向けた研修の充実を図った。
- ・ 不登校等対策を推進するため、中核施設である県立但馬やまびこの郷⁴⁰において、学校や関係機関等と連携しながら、不登校児童生徒の学校生活への適応支援や保護者への教育相談の充実を図った。また、不登校等課題を抱える青少年の社会的自立を支援するための関係機関とのネットワークやプログラム等の充実を図った。

【教職員の資質向上】

- ・ 「教職員の勤務時間適正化推進プラン⁴¹」を策定し、児童生徒と向き合う時間を確保するための取組の推進とともに、スクール・サポート・スタッフ⁴²や部活動指導員⁴³等の外部人材の配置等、教職員の勤務時間の適正化を図った。
- ・ 教職員一人一人の力を組織的かつ機動的にいかす協働体制を確立するため、管理職の学校運営能力の向上を目的とした研修、主幹教諭⁴⁴の計画的な配置と研修等の充実等を図った。
- ・ 教職員が様々な教育課題に適切に対応するため、キャリアステージに応じて身に付けるべき高度な専門的知識と実践的指導力をまとめた「兵庫県教員・管理職資質向上

³⁸ 兵庫県いじめ防止基本方針：いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)を踏まえ、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、県民総がかりでいじめに対峙するため、本県におけるいじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応)の基本的な方針等を示すもの。

³⁹ スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者。臨床心理士、精神科医等。

⁴⁰ 県立但馬やまびこの郷：不登校又は不登校傾向の児童生徒の学校復帰と不登校の未然防止を目的として平成8年9月にオープンした施設。4泊5日の集団宿泊体験活動、保護者カウンセリング、教員等指導者の研修、不登校情報の収集と発信等を実施している。

⁴¹ 教職員の勤務時間適正化推進プラン：教職員の勤務時間の適正化を図るため、今後取り組むべき方策として、これまでの取組の中で効果のあった事例(GPH50～GOOD PRACTICE in HYOGO 50～)の活用を中心として、平成29年4月に策定された。

⁴² スクール・サポート・スタッフ：学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ。

⁴³ 部活動指導員：平成29年4月に施行された学校教育法施行規則において新たに規定された、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする指導者。

⁴⁴ 主幹教諭：児童生徒の教育のほか、校長・副校長・教頭の補佐も行う教諭。平成19年学校教育法の改正により新設された。

指標⁴⁵」及び当該指標を踏まえた「兵庫県教職員研修計画」を策定し、計画的に各種研修の充実を図った。また、この中で、体罰についての未然防止研修の徹底や指導の強化等を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- いじめの解消状況については、兵庫県いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアル⁴⁶（平成29年8月改訂）に基づき、各校で積極的にいじめを認知するよう周知・啓発した結果、認知件数が大幅に増加したものの、認知したいじめを解消させた割合は、平成26年度と同程度の割合となっている。

指標		実績値				目標値
		H26	H27	H28	H29	H30
授業研究を伴う校内研修を実施した学校の割合（年間5回以上）	小	93.1%	92.5%	93.6%	94.1%	98%
	中	51.1%	57.1%	59.7%	62.6%	70%
	高	37.1%	39.9%	85.0%	85.7%	90%
授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合 [小・中・高・特]		68.4%	71.4%	74.7%	77.3%	90%
認知したいじめを解消させた割合 [小・中・高・特]		84.8%	86.4%	84.1%	85.0%	全国平均 (H28:90.6%) 以上

(3) 課題と方向性

【学校の組織力の向上】

- 兵庫県いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対応マニュアルの改訂や各校の学校いじめ防止基本方針の定期的な見直しを行うとともに、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制づくりを進め、単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、慎重な判断に基づく継続的な児童生徒支援の充実を図る必要がある。
- 不登校等対策の推進として、学校が関係機関と連携しながら、不登校児童生徒の学校生活への適応支援や保護者への教育相談の充実を図る必要がある。

【教職員の資質向上】

- 教職員の処分件数及び体罰の発生件数の減少に向けて、綱紀肅正通知の周知徹底、非違行為防止研修及び体罰防止研修の実施、会議等を通じた注意喚起等を実施する必要がある。
- 「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、全校を対象とした学校訪問指導を通じて先進的な取組事例の積極的な活用を促し、管理職のリーダーシップのもと、実効性のある取組の推進を図る必要がある。

⁴⁵ 兵庫県教員・管理職資質向上指標：大量退職、大量採用に伴う教職員の年齢構成や経験年数の不均衡により、知識・技能の継承が図りにくい状況を改善するため、体系的・継続的な研修を充実させるなどの環境整備を図る必要が出てきた。このことを背景として、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する旨、教育公務員特例法の一部が改正され、平成29年4月から施行された。これを受け、兵庫県教員・管理職資質向上指標を定め、指標を踏まえた教職員研修計画を策定した。

⁴⁶ いじめ対応マニュアル：すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むため、県教育委員会が作成した「教職員用いじめ早期発見・対応マニュアル」（平成19年2月）をもとに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を全体として正しく理解するための解説書の性格を併せもった、いじめに対応するためのマニュアル。

2 安全・安心な学習環境の整備

(1) これまでの主な取組

- ・ 平成 30 年度を目標に学校施設の耐震化を計画的に実施するとともに、老朽化に対応するため、長寿命化改修⁴⁷やトイレ改修の推進を図った。併せて、空調設備、太陽光発電⁴⁸設備や ICT 環境等学習環境の整備の充実を図った。
- ・ 子どもたちの学習機会を保障するため、経済的理由によって就学が困難な高校生等に対して、奨学資金の貸与等を実施した。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 県立学校の耐震化率 100%を 1 年前倒しで達成するなど、着実に進展した。

指標	実績値				目標値
	H26	H27	H28	H29	H30
県立学校の耐震化率 [高・特]	92.2%	96.1%	98.4%	100%	100%
県立学校における普通教室への空調設備の整備率 [高・特]	72.3%	81.2%	88.3%	96.8%	100%

(3) 課題と方向性

- ・ 学校施設の老朽化対策を実施する必要がある。平成 29 年策定の「県立学校施設管理実施計画（I 期：2017（平成 29）年度～2021 年度）」に基づき、学校施設の長寿命化改修及びトイレ改修等を計画的に実施するとともに、暑さ対策としての空調設備・非常時の太陽光発電設備についても、整備の促進を図る必要がある。
- ・ 新学習指導要領を踏まえた ICT 環境整備の更なる推進を図る必要がある。

3 家庭の教育力の向上

(1) これまでの主な取組

- ・ 親が親として成長するための学びを支援するため、子どもとの関わり方や子どもの生活習慣づくりをテーマに、保護者同士の交流等の機会・場や情報の提供、相談窓口の開設等を行った。
- ・ 家庭教育の充実を図るため、地域の人たちが気軽に子育ての協力や相談し合える環境の整備とともに、子育て支援団体や関係機関相互の連携強化によるネットワーク活動の充実等、地域ぐるみの子育て支援の推進を図った。
- ・ 子どもたちの心身の調和のとれた発育を促す家庭教育を支援するため、小・中学校等における日常生活・学習指導、PTCA⁴⁹活動等を通じ、食育、家庭学習等の基本的な生活習慣、学習習慣の確立等、家庭教育の重要性について啓発を行った。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ PTCA 活動支援事業については、児童生徒数の減少に伴って会員数が減少していく中、参加者数が、平成 26 年度の 18,746 人から平成 29 年度には 20,570 人と増加するなど、広く地域住民の参画をめざした内容の工夫と継続した活動が進展した。

⁴⁷ 長寿命化改修：学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。建て替えるのではなく、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保が可能である。

⁴⁸ 太陽光発電：学校施設への太陽光発電の導入は、環境教育の教材としての活用や環境負荷低減の効果が期待されている。

⁴⁹ PTCA：「Parent-Teacher-Community Association（保護者・教師・地域住民の会）」の略。PTA 活動に地域住民も参画させるもの。

指標	実績値				目標値
	H26	H27	H28	H29	H30
PTCA 活動支援事業参加者数	18,746 人	17,623 人	16,436 人	20,570 人	毎年度 18,000 人
市町における子育て家庭を対象とした講座への参加者数	596,749 人	631,138 人	776,498 人	618,911 人	毎年度 550,000 人
まちの子育てひろば事業実施箇所数	2,168箇所	2,147箇所	2,099箇所	2,046箇所	2,139箇所

(3) 課題と方向性

- ・ 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」における学校と地域学校協働本部⁵⁰との連携を進め、総合的な家庭教育支援の推進を図る必要がある。
- ・ 地域の大人の学びを支援する学習会の実施や時代に即した PTCA 活動の実施により、安全・安心な地域づくりの推進や家庭教育支援としての親の学びの機会の充実を図る必要がある。
- ・ いきいきと充実した子育てに向け、未就園児及びその保護者を対象とした多様なサポート体制を構築し、親子の居場所づくりを支援するとともに、より地域に密着した活発な活動が展開できるよう、子育て情報の提供や関係機関の連携支援を図る必要がある。

4 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

(1) これまでの主な取組

- ・ 地域が学校を支える活動を促進するため、地域における子育て家庭への支援、放課後等における子どもの安全で健やかな居場所確保、学校支援活動等を継続的に実施する体制の構築や地域と学校の連携を円滑に進めるコーディネーター機能の充実を図った。
- ・ 保護者や地域住民の学校理解を深めるため、学校評議員制度⁵¹の推進、学校関係者評価⁵²、オープンスクールの実施等により、教育活動その他の学校運営に関する情報の提供を行った。
- ・ 学校の教育活動に地域住民が参画する取組の推進に寄与するため、学校のニーズに応じたボランティア人材の活用、環境体験事業、トライやる・ウィーク等を実施した。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 地域をより良くしたり、盛り上げたりする活動に参加している人の割合が、平成 26 年度の 25.1%から平成 29 年度には 36.5%と増加傾向にあり、地域活動への参画に前向きな機運の醸成が図られた。

⁵⁰ 地域学校協働本部：従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い地域住民、団体が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。地域学校協働活動とは、地域と学校が連携・協働して、子どもの成長を軸にして、自立した地域社会の基盤の構築、活性化を図る「学校を核とした地域づくり」をめざすこと。

⁵¹ 学校評議員制度：学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくため、中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成 10 年 9 月）を踏まえ、我が国で初めて地域住民の学校運営への参画の仕組みを新たに制度的に位置付けたもの。

⁵² 学校関係者評価：保護者、地域住民等の学校関係者等により構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。

指標	実績値				目標値
	H26	H27	H28	H29	H30
地域をより良くしたり、盛り上げたりする活動に参加している人の割合	25.1%	25.1%	38.4%	36.5%	毎年度 23%
登下校の見守り活動が行われている学校の割合 [小]	隔年調査	95.1%	隔年調査	—	100%
地域住民の参画による学校地域連携の仕組みを有する学校の割合（政令市、中核市除く）[小・中]	66.3%	65.3%	82.7%	89.7%	100%

(3) 課題と方向性

- ・ 地域と学校の連携・協働を推進し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく地域学校協働本部の体制強化を図るため、地域と学校の連携の要となるコーディネーターの養成講座や先進的な取組を推進する市町への支援事業を持続的に実施する必要がある。
- ・ これまで築いてきた、学校と地域が連携して子どもを育てる取組を土台とし、学校評価結果等を学校と地域が共有、活用しながら、具体的な学校運営改善の取組を持続的に実施する必要がある。
- ・ スクールガード⁵³に参加する地域住民を確保し、通学路を含む見守り活動の推進を図るとともに、警察・道路管理者等の連携のもと、児童生徒の安全確保の徹底を図る必要がある。

⁵³ スクールガード：学校の児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域(通学路等)を見回しするボランティア。学校安全ボランティア。学校安全警備員。

すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

すべての県民が学ぶ生涯学習社会を形成するため、3つの基本的方向「生涯を通じた学びの機会・場の充実」「文化財の保存・活用」「『スポーツ立県ひょうご』の実現」に沿って、教育施策の充実を図った。

1 生涯を通じた学びの機会・場の充実

(1) これまでの主な取組

- ・ 県民が美術館、博物館、図書館等の社会教育施設を利用する機会の充実を図るため、県立美術館の元気づくり事業や県政150周年記念イベントの実施等、アウトリーチ活動の積極的な展開等により、多様な学習ニーズに対応した生涯学習プログラムの充実を図った。
- ・ 「ひょうご子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や公立図書館等に対して積極的な支援・協力を行い、子どもの読書活動の推進を図った。
- ・ ライフステージ⁵⁴に応じた地域づくり活動⁵⁵、男女共同参画、環境問題、人権問題、消費者問題等の様々な課題についての学習等、「個人の要望」と「社会の要請」を踏まえた県民への学習機会の提供を行った。
- ・ 社会教育・生涯学習を支える人材を育成するため、社会教育指導者や社会教育関係職員等の研修等、専門性を高める講座の充実を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 美術館・博物館における特別展等の内容に満足している来館者の割合が9割を超えており、各美術館、博物館がそれぞれの特色をいかした取組を進めてきた成果が見られた。
- ・ 目的をもって学んでいるものがある人の割合は概ね目標の水準を達成していることから、ライフステージに応じた学習機会を提供することに一定の成果を得た。

指標	実績値				目標値
	H26	H27	H28	H29	H30
美術館・博物館における特別展等の内容に満足している来館者の割合	91.3%	92.4%	92.9%	91.9%	毎年度 90%以上
社会教育施設の総利用者数(アウトリーチ含む)	242.6万人	226.0万人	188.1万人	246.8万人	毎年度 200万人
目的をもって学んでいるものがある人の割合	45.3%	42.9%	45.1%	44.9%	毎年度 41%以上
高齢者大学講座の受講者数	3,249人	3,179人	3,113人	3,014人	毎年度 3,150人以上

(3) 課題と方向性

- ・ 県民が生涯学習を通して豊かな生活をおくるため、各社会教育施設は魅力ある展覧会の開催、イベントや講座、セミナー等の一層の充実及び関係機関・団体との連携、効果的な広報の充実等を図る必要がある。

⁵⁴ ライフステージ：人間の一生におけるそれぞれの段階(幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等)。

⁵⁵ 地域づくり活動：「地域社会の共同利益の実現のための活動」として、県民の参画と協働の推進に関する条例(平成14年12月20日条例第57号)第2条の規定により定義されたもの。「県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。」とされている。

- ・ ライフステージに応じた地域づくり活動、男女共同参画、環境問題、人権問題、消費者問題等の様々な課題についての学習等、県民が主体的に学べる学習機会の充実を図る必要がある。

2 文化財の保存・活用

(1) これまでの主な取組

- ・ 多様な自然・風土を有する本県が育んできた豊かな歴史文化遺産を後世に継承するため、その保存・整備の充実を図った。
- ・ 歴史文化遺産をいかしたまちづくりやそれを実践・支援することができる人づくりを推進するため、県立考古博物館の活動支援ボランティアやヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）等の養成・活用を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 住んでいる地域には、自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化等）があると思う人の割合が、平成26年度の49.3%から平成29年度には53.4%と増加傾向にあり、地域の核となる歴史文化遺産を次世代に継承する取組において成果を得た。

指標	実績値				目標値
	H26	H27	H28	H29	H30
住んでいる地域には、自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化等）があると思う人の割合	49.3%	48.8%	53.2%	53.4%	55%

(3) 課題と方向性

- ・ 良質で多種多様な歴史文化遺産を後世に継承するため、地域独自の豊かな歴史文化遺産の保存・整備を図る必要がある。
- ・ 地域創生の一環として、本県を語る上で欠くことができない歴史上のテーマや重要で広域的な課題について体系的な調査研究を推進し、歴史文化遺産をいかした地域活性化を図る必要がある。

3 「スポーツ立県ひょうご」の実現

(1) これまでの主な取組

- ・ 成人のスポーツ実施者の増加を図るため、スポーツクラブ21ひょうご⁵⁶を核として、ニュースポーツの普及や身近で手軽にスポーツに参加できる環境を整備し、誰もが様々な形態「する、みる、ささえる」でスポーツに参画できる機会の充実を図った。
- ・ 競技スポーツの振興を図るため、ジュニアからトップレベルに至るまでの一貫した指導体制の強化を図るとともに、質の高いスポーツ指導者を育成するため、各種競技団体等のニーズに対応した指導者研修会等を実施した。
- ・ 県民スポーツの振興を図り、阪神・淡路大震災の復旧・復興における支援への感謝や兵庫・神戸の魅力を国内外に発信するため神戸マラソン⁵⁷を開催した。

⁵⁶ スポーツクラブ21ひょうご：県民の豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、平成12年度から県内の全小学校区を基本単位とした、地域の誰もが参加できる総合型地域スポーツクラブ。

⁵⁷ 神戸マラソン：阪神大震災からの復興を基本理念に位置づけ、2011年11月の第1回大会より、神戸市において毎年開催される大規模な市民参加型マラソン大会。2018年に国際陸上競技連盟（IAAF）ブロンズラベルを取得した。

- ・ 障害のある人が多様なスポーツ活動に参加する機会の拡大を図るため、障害者スポーツの指導のための講習会等の充実、障害者スポーツ団体と学校、スポーツクラブ 21 ひょうご等との連携を図った。また、競技団体に対する設立支援、県大会開催、全国大会への選手派遣等組織強化のための支援を図った。

(2) 指標でみる取組の成果

- ・ 各種啓発活動や生涯スポーツ大会の拡大等により、成人の「週1回以上」の運動・スポーツ実施率が、平成26年度の48.7%から平成29年度には65.2%と増加傾向にあること、また、大学や企業と連携したスポーツイベント等の開催に取り組むスポーツクラブ 21 ひょうごの割合が、平成26年度の4.4%から平成29年度には23.6%に増加していることから、スポーツに親しむ環境の整備が進んだ。

指標		実績値				目標値
		H26	H27	H28	H29	H30
スポーツをする児童生徒の割合（授業を除き1日1時間以上）	小	48.4%	48.6%	50.3%	51.9%	77.8%
	中	79.9%	78.1%	78.4%	77.9%	86.9%
	高	51.2%	53.9%	54.9%	53.9%	78.0%
年間を通じてスポーツを実施する成人の割合（週1回以上）		48.7%	64.1%	62.0%	65.2%	69.0%
大学や企業と連携したスポーツイベント等の開催に取り組むスポーツクラブ 21 ひょうごの割合		4.4%	11.7%	16.7%	23.6%	38.0%

(3) 課題と方向性

- ・ ワールドマスターズゲームズ⁵⁸2021 関西をはじめとする大規模国際スポーツイベントの開催に向けて、官・民・学・産の連携協働による「する・みる・ささえる」スポーツ環境の整備を図る必要がある。
- ・ 成人の「週1回以上」の運動・スポーツ実施率の更なる向上のため、スポーツクラブ 21 ひょうごへの支援、生涯スポーツ大会の拡大、女性のスポーツ実施率向上に向けた競技団体へのはたらきかけ等、生涯スポーツの推進を図る必要がある。
- ・ 競技力の向上をめざして「第2期新兵庫県競技力向上事業～世界にはばたけ兵庫プロジェクト～」の推進等により、ジュニアからトップレベルに至るまでの一貫した指導体制の強化を図る必要がある。
- ・ 障害のある人が多様なスポーツ活動に参加する機会の拡大を図るため、障害者スポーツの指導のための講習会の充実や障害者スポーツ団体と学校等との連携を図るための取組を充実させる必要がある。

⁵⁸ ワールドマスターズゲームズ：国際マスターズゲームズ協会(IMGA)が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会。オリンピックの翌年に開催され、第1回は1985年にトロントで開催され、直近では2017年に第9回大会がニュージーランド・オークランドで開催された。次回2021年には、第10回の記念大会として、関西においてアジアで初めての開催となる。

第2部 社会情勢・教育環境の変化

人口減少社会が到来し少子高齢化が進展する中で、経済のグローバル化や人工知能等の情報通信技術の発達は、人・物・情報の交流を飛躍的に広げている。一方で、気候変動による災害の激甚化は暮らしの安全・安心を脅かしている。

こうした社会情勢や環境の変化を背景に、本県は県政 150 年を迎え、ふるさと兵庫の誕生から現在までの歩みを再確認するとともに、兵庫の未来を描く「兵庫 2030 年の展望⁵⁹」をまとめた。

これからの兵庫、日本、そして世界を担う子どもたちを育てる兵庫の教育の取組方向を明らかにするために、これら社会情勢・教育環境の変化を踏まえる必要がある。

1 人口減少社会の到来

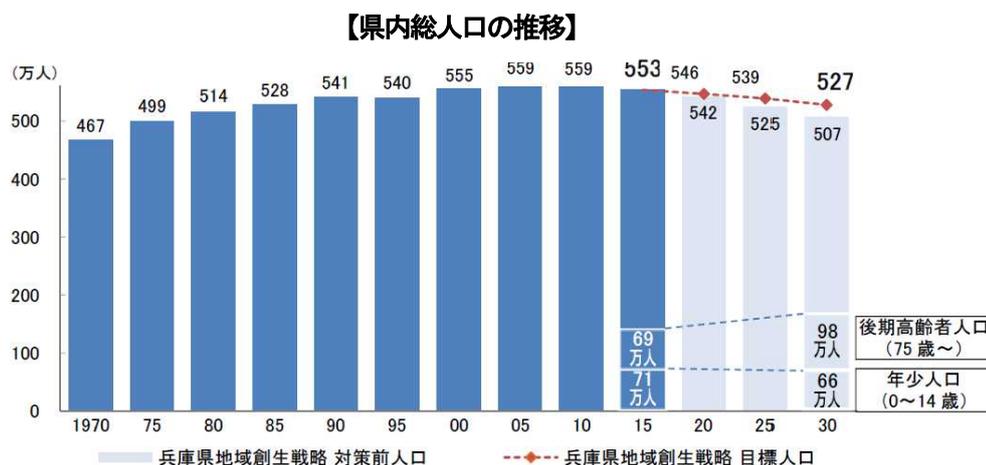
(1) 人口減少

本県の人口は 2015 年の国勢調査によると約 553 万人となっており、ピーク時である 2009 年の約 559 万人から減少が続いている。この傾向は今後も続く見込まれており、兵庫県地域創生戦略⁶⁰ (2018 年改定) に基づく人口対策が成果をあげた場合であっても、2030 年頃に 527 万人程度まで減少すると見込まれている。

(2) 少子高齢化

「ひょうご子ども・子育て未来プラン⁶¹」では、計画期間 (2016~2020 年) 内の出生数について、年平均 4 万 4 千人を維持することを目標としているが、2017 年の出生数は 4 万 1 千人台にとどまっており、2015 年に約 71 万人であった 15 歳未満の年少人口は、2030 年には 66 万人程度に減少すると見込まれている。

加えて、生産年齢人口も減少が続き、2030 年には 2015 年より 25 万人以上少ない 302 万人程度にまで減少する見込みである。

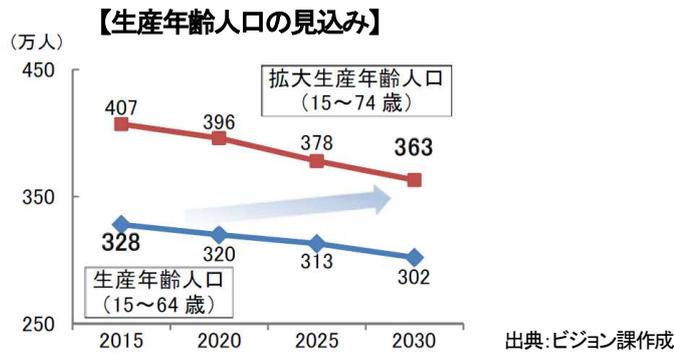


出典:総務省「国勢調査」、「兵庫県地域創生戦略」

⁵⁹ 兵庫 2030 年の展望: 県政 150 周年の節目の時期にあたり、兵庫の未来を確かめものとし、進むべき道を県民と広く共有するため、2030 年のめざす姿や新たな兵庫づくりの基本方針等を内容としてまとめたもの。この展望を羅針盤として、県民の参画と協働を基本姿勢に、未来を拓く県政を進めていくこととしている。

⁶⁰ 兵庫県地域創生戦略: 「地域創生」を県政の基本政策に位置付け、継続的に取り組む姿勢を明らかにするため、地域創生の基本理念やその実現に向けた戦略の策定等県の責務等を定める兵庫県地域創生条例(平成 27 年兵庫県条例第 4 号)を制定し、地域創生の目標や施策等を定め策定した。

⁶¹ ひょうご子ども・子育て未来プラン: 少子対策及び子ども・子育て支援に関する取組を総合的かつ体系的に推進するための基本計画として策定(平成 27 年 3 月)。本プランは、法令により策定が求められている子ども・子育てに関する法定計画であるとともに、少子対策・子育て支援に関する政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画。また、NPO・地域団体・企業、住民等における協働の取組の方向性を示すもの。



(3) 転出超過

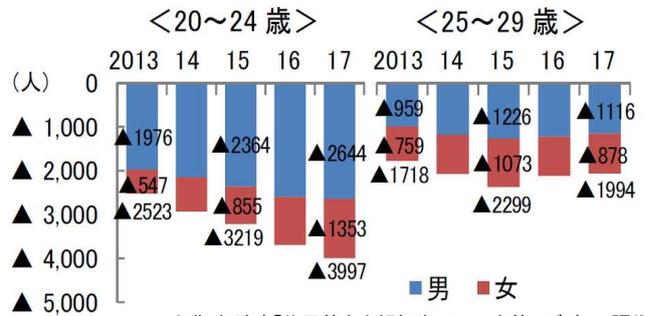
県内人口は2012年より転出超過が続いている。特に将来の子育て世代となる若者の人口流出が続いている。20歳代後半、30歳代の転出超過は改善傾向にあるが、20歳代前半の転出については依然として拡大傾向にある。

【転出入の状況 (県・日本人)】

区分	2014	2015	2016
転入	86,390	87,946	85,933
転出	93,482	95,355	92,693
転入超過	▲7,092	▲7,409	▲6,760

出典:総務省「住民基本台帳人口移動報告」より

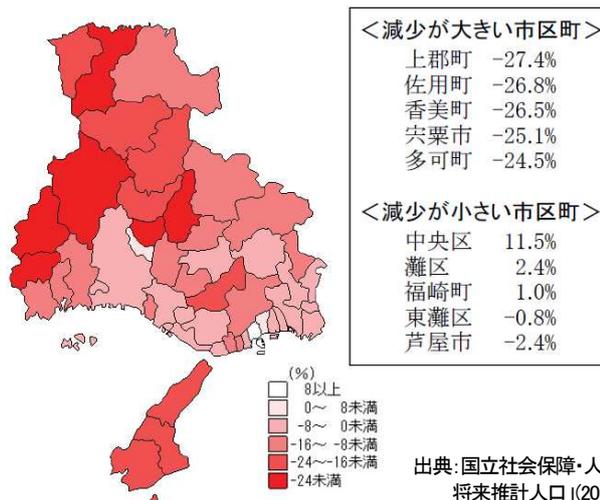
【若者の県外転出状況】



(4) 人口偏在化

多様な地域から構成される本県において、人口の偏在化が進んでいる。神戸・阪神地域には人口が増加する地域がある一方で、但馬、西播磨、淡路等の地域は人口減少が著しく、2030年までの15年間で7割程度にまで減少すると見込まれる市町もある。

【市町別人口減少率 (2015-2030年)】



(教育施策で留意すべき点)

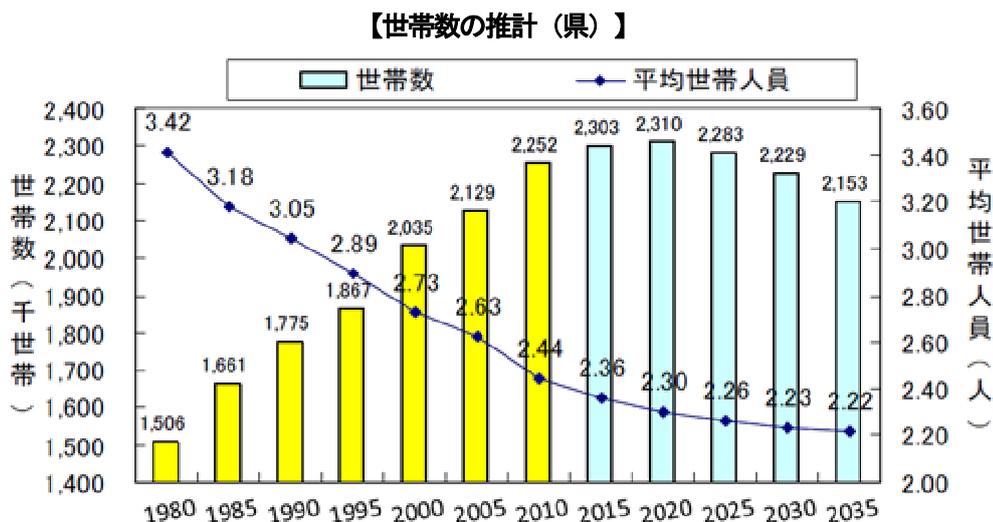
このような状況の中にあっても、持続可能な社会の実現をめざし地域の活力を維持・向上させるには、一人一人が社会の担い手として活躍することが求められており、社会的自立に必要な能力や態度の育成が必要である。

また、学校の規模にかかわらず多様なニーズに応じた魅力・特色ある教育を受けられる環境の充実により、個々人の可能性を最大限伸ばさせることが必要である。

2 生活の変化

(1) 世帯人員の減少

世帯数は2020年頃をピークに減少局面に入り、2030年には2015年より7万4千世帯少ない222万9千世帯程度にまで減少する見込みである。また、一世帯当たりの世帯人員は、核家族、単独世帯、ひとり親世帯等の増加を背景に減少傾向にあり、2015年の2.36人から2030年には2.23人となる。このような世帯構造の変化や人口減少等に伴う地域社会の変化によって、子育てについて相談できる相手が少なくなるなど、家庭教育を行う上での課題が指摘されている。



出典：平成26年4月国立社会保障・人口問題研究所公表推計を基にビジョン課作成

(2) 人間関係の希薄化

家族の小規模化や家族と社会の繋がり希薄化等から、人と人とのつながり方に変化が生じたことで、マナーや規範意識の欠如、子どもの居場所の少なさ、自殺等が危惧されており、顔の見えるコミュニティづくりや地域社会全体で共に支えることの必要性が指摘されている。

(3) 生活体験の機会の減少

少子高齢化やICTによるバーチャルな空間⁶²での交流等、子どもを取り巻く状況の変化により、子どもが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験したりして感性を豊かにする機会が減少している。このことから、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性が指摘されている。

(教育施策で留意すべき点)

このような状況の中で、すべての教育の出発点といえる家庭教育の基盤を家庭にしっかり築くことや地域全体で親子の育ちを支える環境づくりが必要である。また、子どもたちの規範意識、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切に思う心、人間関係を築く力、社会性等を育成するため、体験活動はもとより、教育活動全体を通じた道徳教育の充実が必要である。

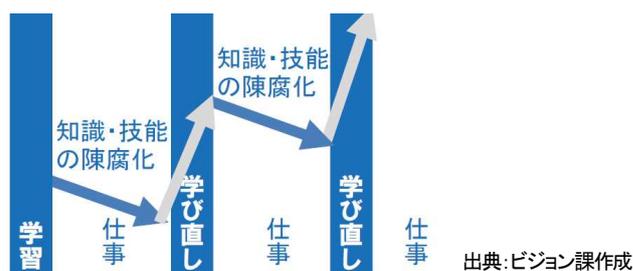
⁶² バーチャルな空間：現実ではなく、コンピュータ技術によって生成されたような空間。仮想的な空間。擬似的な空間。

3 人生 100 年時代⁶³の到来

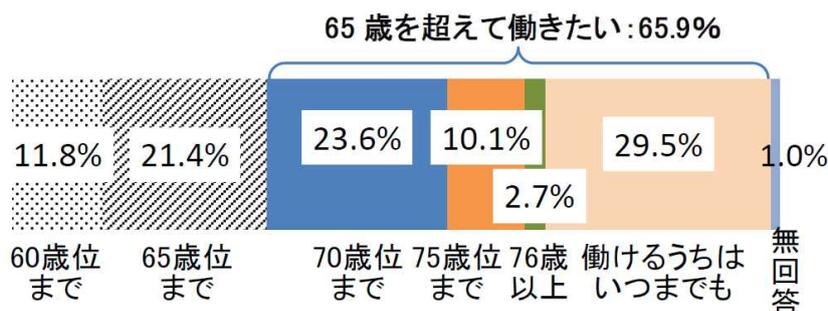
(1) 生涯を通じた活躍の場の変化

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されている。県内においても平均寿命は 2000 年の 77.6 才（男性）、84.3 才（女性）から 2015 年には 80.9 才（男性）、87.1 才（女性）となり長寿命化が進んでいる。今後、長い生涯の中で複数の仕事をもつことや仕事を引退した後もボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することなどが、より一般的になると考えられている。

【学び直しによる知識・技能の習得イメージ】



【働き続けたい年齢（国）】



(2) 全員活躍社会に向けた対応

障害者権利条約の批准、障害者差別解消法⁶⁴、女性活躍推進法の施行等により、多様な人々の社会進出が進む中、各自が望む仕事で活躍できる労働体系の整備が求められている。人生 100 年時代の到来に伴い、それぞれのライフスタイルに沿った働き方を実現するため、仕事や働き方に関する意識やしぐみの変革が必要である。

(教育施策で留意すべき点)

このような状況の中で、県民一人一人が、生涯にわたって活躍するために必要な知識・技能を身に付け、自らの「可能性」を最大化するとともに、いくつになっても学び直し、それぞれの夢に向かって歩み続けることができる「チャンス」を最大化する環境の整備が必要である。

⁶³ 人生 100 年時代: 英国の学者が長寿時代の生き方について述べた著書で提唱した概念。ある海外の研究では、2007 年に日本で生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きると推計されており、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。100 年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要である。人生 100 年時代に、高齢者から若者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっている。

⁶⁴ 障害者差別解消法: 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。

4 グローバル化の進展

(1) 新興国の台頭

情報通信技術の進展や交通網の整備等により、人間の生活圏は急速に広域化しており、グローバル化が加速している。その中であって、アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済的に成長し、国際社会における存在感が増している。一方で、世界の GDP に占める日本の割合は 1995 年の 17.6% をピークに低下し、2015 年には 5.9% となっている。今のまま推移した場合は 2030 年には 4.4% 程度になると予測されている。

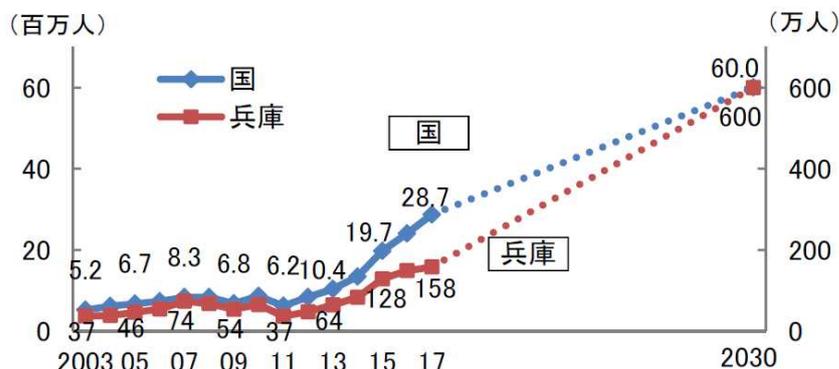
(2) 国際社会における共生

世界の国々の相互影響と依存の割合は急速に高まっており、貧困、紛争、人権問題、環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大する中、そのような課題の解決をめざす「持続可能な開発目標 (SDGs⁶⁵)」が、あらゆる主体の共通の目標として注目されており、日本においても課題の解決に向けた積極的な取組が求められている。

(3) 訪日外国人の増加

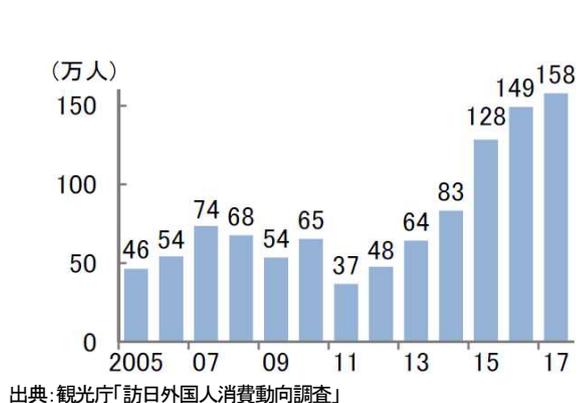
近年、訪日外国人旅行者の増加が顕著であり、本県を訪れる訪日客は 2017 年には約 158 万人となり過去最高を更新した。今後、旅行者数の多いアジア圏との関わりが更に深まる可能性が高いことや国際的な人・ものの移動や競争が激しくなる中で、グローバル競争の激化が予想されている。

【外国人旅行者数の推移】



出典: 日本政府観光局「訪日外客数」、観光交流課調べ

【県内への外国人旅行者数 (国)】



出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」

順位	2014年(万人)	2017年(万人)
1	東京	690
2	(大阪)	374
3	(京都)	294
4	神奈川	165
5	千葉	157
6	愛知	123
7	福岡	120
8	北海道	104
9	兵庫	83
10	奈良	66
11	山梨	64

⁶⁵ SDGs: 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (例: 貧困をなくそう。飢餓をゼロに) と 169 のターゲットから構成。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなもの。

(4) 外国人児童生徒等への教育の推進

日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けている。県内においては2006年度の699人から2016年度には967人となるなど、10年間で約4割増加しており、母語の多様化も進んでいる。

(教育施策で留意すべき点)

このような状況の中で、持続可能な社会の担い手を育成するため、伝統や文化への理解を深めるとともに、民族や国籍を異にする人々と互いに自他の文化や習慣、価値観を認め合い、共に生きる心を育成することが必要である。また、子どもたちにチャレンジ精神、創造性、コミュニケーション能力等、グローバル社会を生き抜くための力を身に付けさせ、国際社会で主体的に活動するための力を育成することが必要である。

5 ICTによる技術革新の進展

(1) 超スマート社会⁶⁶の到来

IoT、ビッグデータ、AIをはじめとする第4次産業革命⁶⁷が一層進展し、2030年頃には社会のあり方そのものが劇的に変化する超スマート社会(Society5.0⁶⁸)の到来が予測されている。技術革新の進展により、今後、日本の労働人口の相当な割合がAIやロボット等に代替できるようになる一方で、新たな仕事が創出されることが考えられる。また、それに伴って、雇用の形態が変化し、労働市場の流動化が一層進展することも予想されている。

(2) 高度情報化社会への対応

ICTの急速な発達により、ICTによる学習の支援や遠隔授業⁶⁹等による新たな教育環境の整備が可能となった。一方で、子どもがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じている。

(教育施策で留意すべき点)

このような状況の中で、高度に情報化していく社会に主体的に対応するため、ICT等の新しい技術を活用した教育の環境整備を推進し、情報活用能力を育成することが必要である。とりわけ、論理的思考力、創造性及び問題解決能力を育むことや実体験を通して豊かな心を育むことによる情報モラルの向上が重要である。

⁶⁶ **超スマート社会**：必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会。

⁶⁷ **第4次産業革命**：18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、次のようないくつかのコアとなる技術革新を指す。①IoT及びビッグデータ(工場の機械の稼働状況から、交通、気象、個人の健康状況まで様々な情報がデータ化され、それらをネットワークでつなげてまとめ、これを解析・利用することで、新たな付加価値が生まれている。)②AI(人間がコンピュータに対してあらかじめ分析上注目すべき要素を全て与えなくとも、コンピュータ自らが学習し、一定の判断を行うことが可能となっている。)

⁶⁸ **Society5.0**：サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

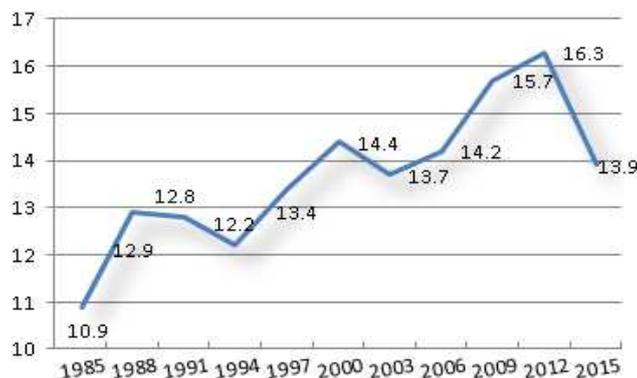
⁶⁹ **遠隔授業**：対面により行う授業が原則である全日制・定時制課程の高等学校において、高等学校が、対面により行う授業と同等の教育効果を有すると認めるとき、同時双方向型の遠隔授業を行えることとするもの。高等学校の全課程の修了要件である74単位のうち36単位までを上限として実施することが可能である。ただし、それぞれの授業に、教科・科目等の特性に応じて相当の時間数の対面により行う授業を実施するものとしている。この制度(平成27年4月から)は、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部も対象としている。

6 教育の機会均等

(1) 子どもの貧困等社会経済的な課題

高等教育機関への進学率が高い中で、家庭の社会経済的背景と子どもの学力や4年制大学への進学率には相関関係がみられることが指摘されている。子どもの貧困率については、2012年の16.3%から2015年には13.9%に減少するなど改善が見られるが、1985年の10.9%と比較すると依然として高い水準にあり、引き続き課題である。

【子どもの貧困率の年次推移（国）】



出典:厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」を基に教育企画課作成

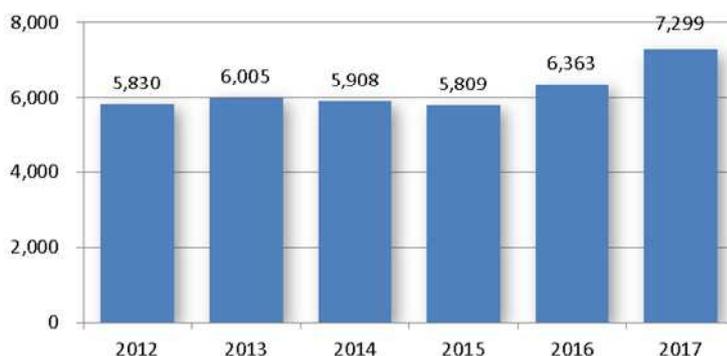
(2) 合理的配慮の義務化

障害者差別解消法の施行等を踏まえ、障害のある子どもが、それぞれの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるよう、教育内容や方法、支援体制、施設・設備の充実が求められている。

(3) 不登校等対策

県内における不登校者数は近年増加傾向にあり、2017年度には7,200人を超えた。児童生徒が安心して教育を受けられる学校づくりの推進とともに、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保が求められている。

【不登校者数の推移等（県）】



出典:「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について」

(教育施策で留意すべき点)

このような状況の中で、様々な背景をもつ人々のニーズに応じた教育機会を提供するため、多様な価値観を認め、自他の違いを尊重し合いつつ協働する態度を育むとともに、不登校児童生徒に対する教育機会の充実を図ることや障害の有無に関わらず共に学ぶことができるインクルーシブ教育システム⁷⁰の構築を図ることが必要である。

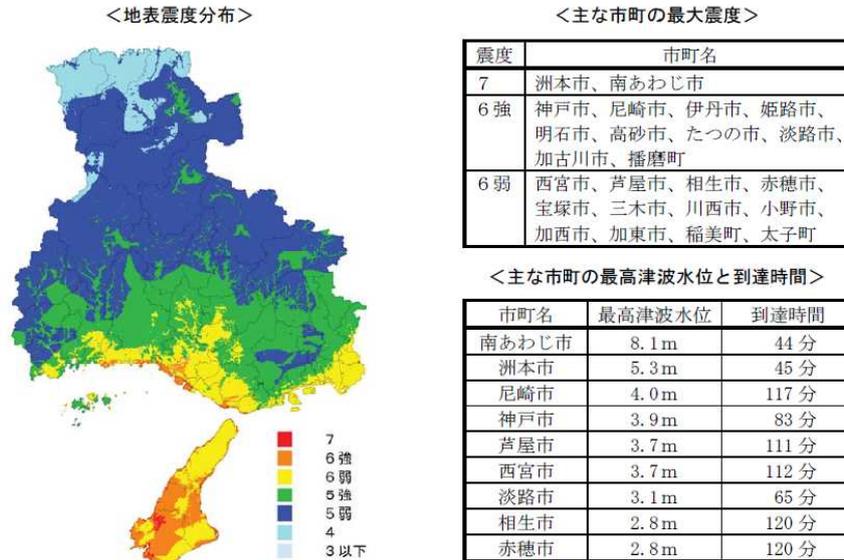
⁷⁰ インクルーシブ教育システム: 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education」

7 震災・気象災害への対応

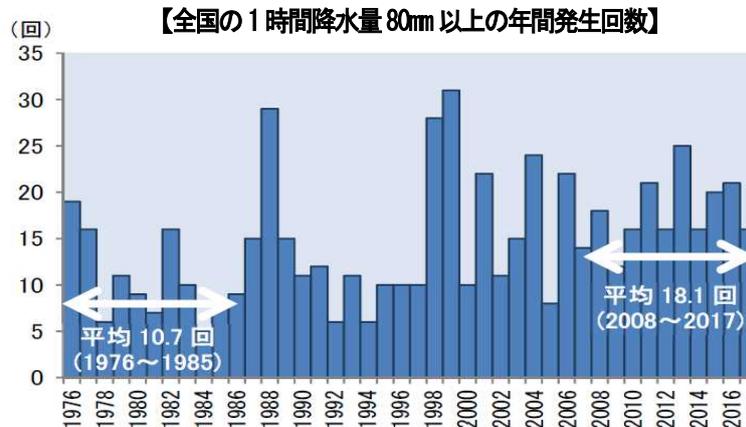
(1) 大規模災害の発生

近年、東日本大震災をはじめとする各地での震災や集中豪雨による風水害等、大規模な災害が多発している。また、今後 30 年以内に南海トラフ地震⁷¹ (M8～9クラス) が発生する確率は 70～80%程度とされており、発生時には県内で最大 29,100 人程度の死者が出る被害が想定されている。

【想定される最大震度及び津波水位】



出典:「兵庫県地域防災計画 地震災害対策計画」(2017)



出典:気象庁「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」(2017)

(教育施策で留意すべき点)

このような状況の中で、様々な自然災害から自らの生命を守るため、県民一人一人が日々の生活の中で災害に備えるとともに、いざというときに身近な地域で助け合うための訓練やつながりづくりに取り組むことが必要である。

阪神・淡路大震災からの復興や東日本大震災等への支援の経験とそれから得た教訓を踏まえ、共生の心を育み人間としてのあり方や生き方を考えさせる防災教育の推進を図るとともに、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築を進める中で、地域の防災拠点として機能する学校の防災体制の充実を図ることが必要である。

system(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

⁷¹ 南海トラフ地震: 駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、この南海トラフ沿いのプレート境界で発生する地震。

8 働き方改革

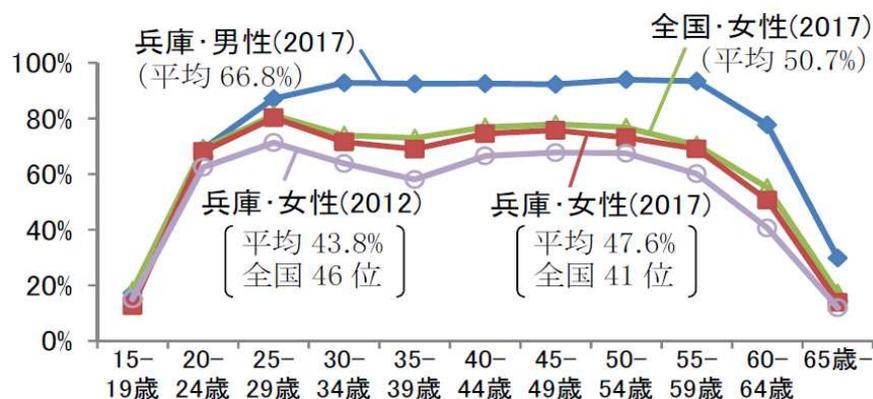
(1) 多忙化対策

働き方改革関連法の成立（2018年6月）により、民間企業の従業員等による時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図ろうとする機運が高まっている。OECD⁷²の調査によると、日本の中学校教員の週当たりの授業時間は17.0時間であり調査参加国平均の19.3時間を下回っているものの、週当たりの勤務時間は53.9時間であり調査参加国平均の38.3時間を大きく上回っている。こうした中、中央教育審議会においても、学校に求められる役割が多様化・複雑化し、教職員に負担がかかっていることが指摘されるなど、公立学校教員の時間外勤務抑制に向けた制度的措置の在り方等教職員の働き方改革⁷³について議論がなされており、業務の見直しや勤務時間の適正化、授業改善、カリキュラム・マネジメント⁷⁴の取組等が求められている。

(2) 女性の活躍

女性の就業状況については、出産・育児を機に離職する女性が多く、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ⁷⁵を描いている。本県においては女性有業率の平均が2012年の43.8%から2017年には47.6%となったほか、M字の谷が浅くなるなど改善傾向にある。女性活躍推進法の成立（2015年8月）や県の男女共同参画教職員支援ひょうごプランの策定を踏まえ、職業生活を営む女性の個性や能力が一層発揮されるよう、誰もが働きやすい職場環境づくりが求められている。

【女性有業率】



出典：総務省「就業構造基本調査」(2017)

(3) 外部人材の活用促進

教員の業務の見直しの中で、学習指導の充実を図るとともに、より複雑化・困難化する学校現場の課題に適切に対応するため、教員が携わってきた従来の業務を専門スタッ

⁷² OECD: 「Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)」の略。加盟国の経済的発展、開発途上国への援助、貿易の拡大などを目的とする国際協力機関。1961年、OEEC(欧州経済協力機構)を改組して、パリに設立された。日本は1964年(昭和39)に加盟。

⁷³ 教職員の働き方改革: 学校の業務・教職員の業務が非常に多岐にわたり、教職員が長時間勤務となっている実態を受け、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を確保するため、業務改善の取組や勤務環境整備のための支援を行うこと。

⁷⁴ カリキュラム・マネジメント: 学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善等を通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るための条件づくり。

⁷⁵ M字カーブ: 労働分野において、女性の年齢階級別の労働力率を示す指標を表す語。グラフ化した時のその形がアルファベットの「M」の字の形に似た曲線を描くことから名付けられた。

フや地域人材との連携・分担を行い、学校の教育力を最大化していくことが求められている。

(教育施策で留意すべき点)

このような状況の中で、だれもが適切なワーク・ライフ・バランス⁷⁶に基づく「自分時間」の充実を図りながら、能力を存分に発揮できる、全員活躍社会の実現に向けた取組の推進を図ることが必要である。学校においても、組織体制や業務内容の見直しや専門スタッフ等の外部人材との連携等の教職員の働き方改革を進めることが急務である。

⁷⁶ ワーク・ライフ・バランス：仕事と家庭の両立、それらのバランスという意味で用いられる言葉。欧米の企業で先進的に取り入れられた考え方で、仕事一辺倒ではなく、家庭や趣味、スキルアップの時間にも重点をおくことで、中長期的に仕事の生産性が向上するという考え方。平成19年12月に、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。その後、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「憲章」と「行動指針」に新たな視点や取組を盛り込み、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明するため、平成22年6月29日、政労使トップによる新たな合意が結ばれた。

※「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」は、国民的な取組の大きな方向性を示すもの。

※「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、企業や働く者等の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を示すもの。

第3部 兵庫の教育のめざす姿

1 基本理念

第2期「ひょうご教育創造プラン」に基づくこの5年間の取組状況や社会情勢・教育環境の変化等を踏まえ、今後5年間の兵庫の教育の基本理念を示す。

兵庫が育む ころろ豊かで自立する人づくり

第3期重点テーマ

— 「未来への道を切り拓く力」の育成 —

(第1期プラン)

本県では、「ころろ豊かな人づくり」を県民運動として、県民が一体となって子どもたちを育む取組を推進してきた。特に、阪神・淡路大震災からの創造的復興の過程においては、ボランティアや助け合い等共生の心を育むとともに、全国に先駆けて、学校・家庭・地域が連携して、発達段階に応じた様々な体験教育を展開し、「生きる力」を育む取組を進めてきた。

このような取組を踏まえ、平成18年12月に約60年ぶりに全面改正された教育基本法第17条第2項に基づき、本県の教育振興施策に関する基本的な計画として、「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を平成21年6月に策定した。

(第2期プラン)

人口減少、少子高齢化、グローバル化等教育を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちがたくましく社会を生き抜くためには、自立して未来に挑戦する態度を育成することが一層重要となっていた。

このため、基本理念に新たに「自立」を加え「兵庫が育む ころろ豊かで自立した人づくり」として、社会的自立に向けたキャリア形成の支援等を盛り込んで、第2期「ひょうご教育創造プラン」を平成26年3月に策定した。

(第3期プラン)

現在、人、もの、金、情報が瞬時に世界を駆け巡るグローバル社会が進展しており、ICTの進歩がこうした社会の変化を推進し、これからの社会を予測することが困難な激しい変化の時代を迎えている。次代を担う子どもの教育を考えるにあたっては、こうした変化に柔軟に対応できる力とともに、これからの社会を創造していく力の育成が重要である。

グローバル化の時代には、世界の多様な人々との共生が求められる。ここでは、相手を理解する力とともに、自己のよりどころとする地域、日本について相手に伝える力も必要となる。加えて日本は、本格的な人口減少、少子高齢化が進んでおり、本県においても、若者の人口流出が続いている。高齢者、女性の更なる活躍が期待される一方で、県民一人一人が複数の役割を担うことができる力を身に付けることが必要となる。

このような子どもたちを取り巻く社会情勢・教育環境の変化を踏まえ、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることをめざし、第3期プランの基本理念に「『未来への道を切り拓く力』の育成」を重点テーマとして加える。

2 めざす人間像

基本理念に基づき、本県において「めざす人間像」は次のとおりとする。

- 人生 100 年を通じて知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力する人
- ふるさとを愛し、共に支え合いながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人
- 日本の伝統と文化を基盤として、創造力と多様な人々との共生の心を持ち、国内外で活動する人

3 育み培う心、力、態度

基本理念に基づき、本県において「育み培う心、力、態度」は次のとおりとする。

○自立する人として

- ・生命（いのち）を尊び、自然を大切にする
- ・健やかな身体を育み、豊かな情操と道徳心をもつ
- ・幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたって個性や資質・能力を伸ばす
- ・思いやりや寛容の心を持ち、人権を尊重する
- ・失敗を恐れず、困難や逆境に立ち向かう

○社会で活動する人として

- ・基本的なルールを遵守し、役割や責任をもってよりよい社会づくりに向けて主体的に行動する
- ・周囲とコミュニケーションを図りながら問題を発見し、創造的に解決する
- ・他者を尊重するとともに、異なる文化や価値観を理解し、多様な人々と共生する

○ひょうご人（ふるさとに誇りを持ち、多様な人々と協働して五国を支える人）として

- ・震災の教訓を踏まえ、地域に学び、地域を担い、ふるさと兵庫の発展に取り組む
- ・兵庫が有する多様な伝統や芸能・文化を尊重し、ふるさと兵庫や日本を愛する
- ・国際社会の平和や発展に向けて、次代の兵庫、日本、世界を舞台に活動する

※「育み培う心、力、態度」の分類の定義

- ・「自立する人として」には、個人として身に付けるべき基本的な「心、力、態度」を記述。
- ・「社会で活動する人として」には、地域社会において連携・協働して様々な活動を行うために必要な「心、力、態度」を記述。
- ・「ひょうご人として」には、国内外の変化に対応するとともに、兵庫、日本、世界で創造的に活動するために必要な「心、力、態度」を記述。

4 各主体の責任と役割

これまで、県民運動として「こころ豊かな人づくり」に取り組み、「参画と協働」のもと県民が一体となって子どもたちを育む取組を進めてきたことを引き継ぎ、これからもすべての県民が教育に関わっていくことが不可欠である。

教育行政機関、学校、教職員及び社会教育施設はもとより、家庭、地域及び県民は、子どもたちの成長に関わる当事者として、それぞれが責任と役割を自覚し、社会全体で、兵庫の教育のめざす基本理念の実現に向けて取り組まなければならない。

また、教育行政機関、学校、教職員、社会教育施設、家庭、地域及び県民はもとより、社会教育団体、青少年団体、その他の教育に関わる団体やNPO、ボランティア、企業や民間事業者等が、連携・協力しながら教育に取り組むことが求められる。

本県において、基本理念の実現に向けた「各主体の責任と役割」は次のとおりとする。

(1) 教育行政機関（県及び県教育委員会、市町及び市町組合教育委員会）

- ・教育行政機関は、学校教育、社会教育、生涯学習等を振興し、学校・家庭・地域等の教育の主体と連携・協力するとともに、その主体を支援する。
- ・教育行政機関は、「兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり」を実現するため、子どもたちの現状と課題を把握し、適切かつ実効性のある施策を遂行する。
- ・各主体は、相互に緊密な連携を図り、本計画の実現に向けそれぞれが担う教育施策を円滑に遂行する。
- ・各主体の担う役割等に応じて、学校や教職員等に必要な支援や指導・助言を行い、教職員が教育活動に専念できるよう支援する。

(2) 学校、教職員、社会教育施設

- ・学校は、子どもたちの人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育を行う。
- ・教職員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、高い倫理観をもってその職責の遂行に努める。
- ・社会教育施設は、人生100年時代の到来を見据え、時代の趨勢・社会の状況・県民のニーズ等を踏まえた学習内容や学習機会の充実、情報の積極的な発信等社会教育の振興に取り組む。

(3) 家庭（保護者）

- ・家庭（保護者）は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、道徳心や自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
- ・家庭（保護者）は、学びを積み重ねて成長しながら子どもと向き合うとともに、家庭（保護者）同士の交流や協働を通じて、子どもの育ちを豊かにする。

(4) 地域（地域住民）

- ・地域（地域住民）は、多様化する家庭環境を踏まえ家庭教育を支えるとともに、家庭や学校と連携・協働しながら、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動に取り組む。

(5) 県民

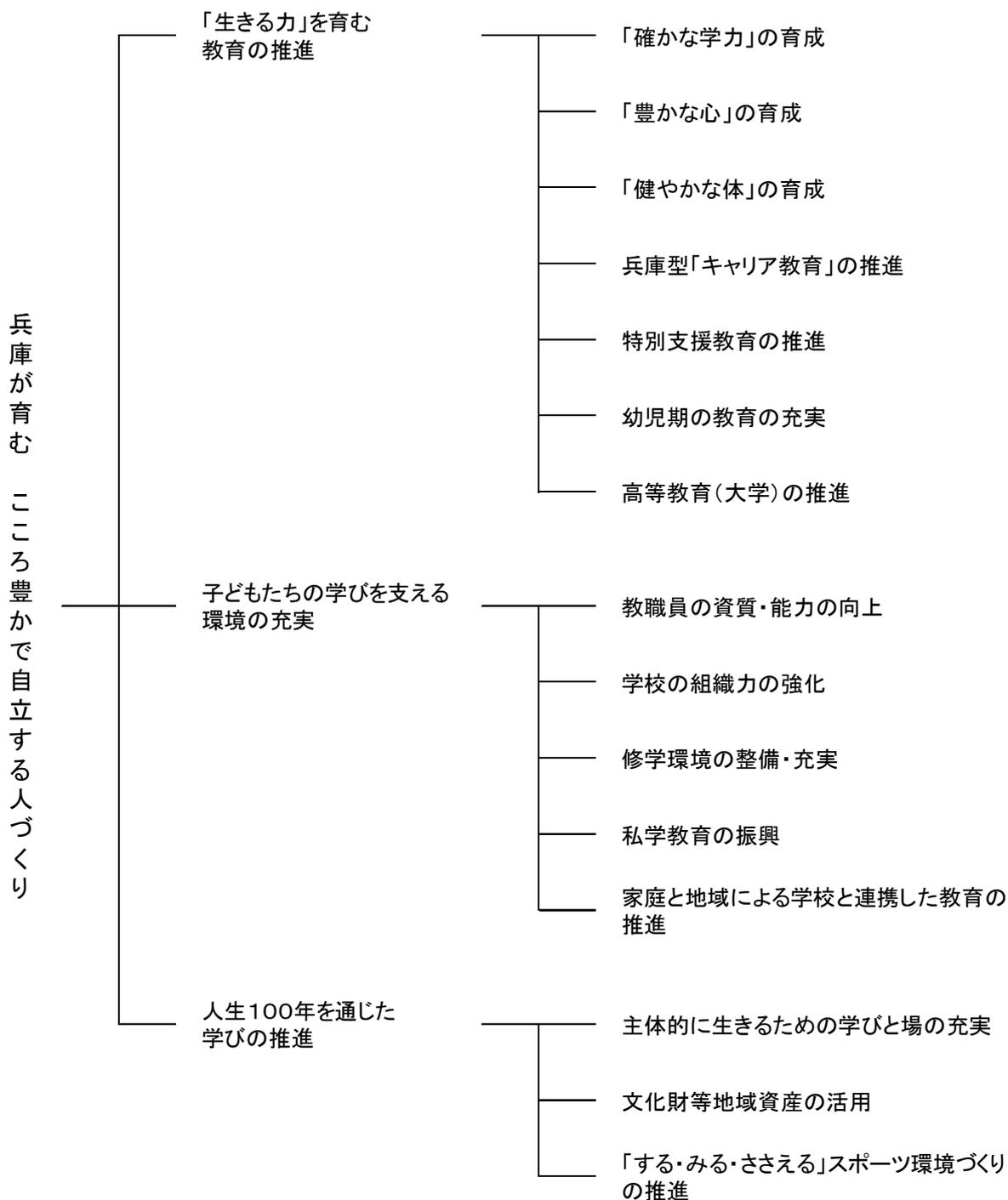
- ・県民は、人生100年を通じて、生活の質の向上に加え、地域社会の担い手として常に自ら研鑽に励む。

5 体系表（「基本方針」及び「基本的方向」）

兵庫が育む 心豊かで自立する人づくり

第3期重点テーマ

— 「未来への道を切り拓く力」の育成 —



6 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を定め、それぞれの基本的方向について考え方を示す。

基本方針 1

「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちが生きていくこれからの社会は、複雑で予測困難な社会⁷⁷と言われる。こうした社会においては、主体的な学びや多様な人々との協働を通じて課題解決につなげる価値観や行動を生み出すこと、生活・人生を豊かなものにしていくための人間としての感性を働かせることが求められている。

そのためには、子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、新学習指導要領に基づき、幼児教育から高等教育までの各学校段階間の接続を重視しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが不可欠である。加えて、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、障害の有無等に関わらないインクルーシブ教育の構築を図る特別支援教育を含め、総合的に「生きる力」を育むことが必要である。

そこで、次の7つの基本的方向に沿って取組を推進する。

(1) 「確かな学力」の育成

子どもたちが、複雑で予測困難な社会において、自立して活動していくためには、十分な知識・技能、これを基盤として自ら解を導く思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学びに向かう力・人間性等を身に付けることが重要である。

このため、次の5つの施策に取り組む。

施策

- ア 学力向上の推進
- イ 国際理解を深める教育の推進
- ウ 魅力と活力ある高校づくりの推進
- エ 理数教育の充実
- オ 情報活用能力の育成

ア 学力向上の推進

これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現やカリキュラム・マネジメントの確立を通して、児童生徒の学力の向上を図る。

具体的には、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」を重点として、「小・中学校における児童生徒一人一人の状況等に応じた指導の充実」「放課後等の教育活動による学力向上対策の推進」に取り組む。

⁷⁷ 複雑で予測困難な社会：中央教育審議会初等中等教育文化会教育課程企画特別部会の論点整理では、「将来の変化を予測することが困難な時代」について次の記述がある。「2030年には、少子高齢化が更に進行し、65歳以上の割合は総人口の3割に達する一方、生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれている。同年には、世界のGDPに占める日本の割合は、現在の5.8%から3.4%にまで低下するとの予測もあり、日本の国際的な存在感の低下も懸念されている。また、グローバル化や情報化が進展する社会の中では、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことがますます難しくなっている。子どもたちが将来就くことになる職業の在り方についても、技術革新等の影響により大きく変化することになると予測されている。子どもたちの65%は将来、今は存在していない職業に就くとの予測や、今後10年～20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高いなどの予測がある。また、2045年には人工知能が人類を越える転換点に到達するという指摘もある。」

重点① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

教員を対象とした授業改善に向けた実践的な研修を実施するとともに、高校生の課題解決力を高めるための企業や自治体、社会教育施設、地域住民等と連携した取組への支援等の推進を図る。

イ 国際理解を深める教育の推進

自らのアイデンティティをもちながらグローバル化が進展する社会で活動できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育成し、国際交流や海外留学の促進、言語や文化が異なる人々と交流する機会の充実、自らの国やふるさとを愛し誇りをもつとともに他国の伝統と文化を尊重する態度の育成等、国際理解を深める取組の推進を図る。

具体的には、「豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育の推進」を重点として、「チャレンジ精神や異文化理解を育む海外留学・国際交流等の推進」「ふるさと意識を醸成する教育の推進」【後掲】に取り組む。

重点② 豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育の推進

国際社会において他者と円滑なコミュニケーションを図ることが可能となる英語力を育成するための語学教育や教員研修等を進める。また、小学校中学年での「外国語活動」や高学年での「外国語科」の導入を踏まえ、小・中・高等学校を通じた外国語教育の更なる充実を図るとともに、2020年度より開始される大学入学者選抜⁷⁸に適切に対応するため、英語外部検定試験⁷⁹を受験する生徒に対する指導力向上の取組を強化する。

ウ 魅力と活力ある高校づくりの推進

生徒が主体的に学ぶことにより、一人一人の能力を最大限に伸ばすとともに、社会の変化に対応した先進的な教育を展開する魅力と活力ある高校づくりの推進を図る。

具体的には、「社会と連携・協働した魅力ある高校づくりの推進」を重点として、「活力ある高校づくりの推進」に取り組む。

重点③ 社会と連携・協働した魅力ある高校づくりの推進

少子化による人口減少をはじめとする社会の変化や産業動向を踏まえ、これまで以上に魅力ある県立高校づくりを進めるため、県内の人口動向を的確に把握し、学校の望ましい規模と配置、学科等、その在り方を検討する。また、特色ある高校づくりを進めるため、国の各種の制度を有効に活用する。

エ 理数教育の充実

理数分野への興味・関心や学習意欲を高めるため、異校種間の連携、外部専門家等の活用、研究開発、モデル校の指定、科学技術・理科・数学の知識・技能を競う大会の開催等に取り組む。

⁷⁸ 2020年度より開始される大学入学者選抜：グローバル化が急速に進展する中、英語によるコミュニケーション能力の向上が課題となっている。現行の高等学校学習指導要領では、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能をバランスよく育成することとされており、次期学習指導要領においても、こうした4技能を総合的に扱う科目や英語による発信能力が高まる科目の設定などの取組が求められている。大学入学者選抜においても、英語4技能を適切に評価する必要があり、大学入試センター試験に代わる「大学入学共通テスト」の枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用し英語4技能評価を推進することが有効と考えられている。

⁷⁹ 英語外部検定試験：高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、2020年度からの大学入学共通テストの枠組みにおいて、資格・検定試験を活用することが予定されている。資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及びCEFR(外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠)の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

具体的には、「科学技術人材⁸⁰育成のための理数教育の充実」を重点として、「観察・実験、数学的活動を重視した授業改善等の推進」に取り組む。

重点④ 科学技術人材育成のための理数教育の充実

力強い未来の兵庫を創り、イノベーションを牽引する科学技術人材を育成するため、企業や大学と連携した学びを発表する場を検討し、先進的な理数・科学技術の理解を深める態度を育成する取組の推進を図る。

オ 情報活用能力の育成

超スマート社会の到来を見据えて、情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するため、教員の研修等 ICT を活用した指導力の向上等とともに、コンピュータや情報通信ネットワーク等を適切に活用した学習活動の充実を図る。

具体的には、「発達段階に応じたプログラミング教育の充実」を重点として、「情報社会に主体的に対応しうる情報活用能力（情報モラルを含む）の育成」に取り組む。

重点⑤ 発達段階に応じたプログラミング教育の充実

学校現場における本格的なプログラミング教育を推進するため、教員のための研修資料や指導事例集の作成、児童生徒の興味・関心に合わせて活用できる学習教材の活用の推進を図る。

(2) 「豊かな心」の育成

子どもたちが、複雑化・多様化した社会において人間ならではの感性を働かせてより豊かに活動していくためには、発達段階や一人一人の個性、生活環境等に応じた教育機会を通じて、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、人間関係を築く力、自然を大切にし環境の保全に寄与する態度等を養うことが重要である。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、他者を思いやる心等を育むことも重要である。

このため、次の5つの施策に取り組む。

施策

- ア 兵庫型「体験教育」の推進
- イ ふるさと意識を醸成する教育の推進
- ウ 道徳教育の推進
- エ 人権教育の推進
- オ 「兵庫の防災教育」の推進

ア 兵庫型「体験教育」の推進

豊かな人間性⁸¹や社会性を身に付け、規範意識を醸成し、生命を大切にする心、思いやりの心及び共生の心の大切さを認識できるようにするため、自然、社会及び芸術文化に触れる「本物に出会う感動体験」、地域の人々との関わりを通じた「絆に気づき、感

⁸⁰ 科学技術人材：天然資源に乏しく、また今後も人口減少が見込まれる我が国において、科学技術イノベーション政策を強力に推進していくためには、これを担う優れた人材を絶え間なく育成、確保していくことが不可欠であり、このような人材に関する取組は、国として特に重点的かつ横断的に取り組むべきものであるとされている。このため文部科学省では、初等中等教育段階から、大学、大学院、社会人に至るまで、連続性をもった取組を総合的に推進している。

⁸¹ 豊かな人間性：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等。

謝する体験」「ふるさと意識の醸成を図る体験」等、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験教育の推進を図る。

具体的には、「主体的な取組を強化する兵庫型『体験教育』の新展開」を重点として、「発達段階に応じた体験活動の推進」「持続可能な社会の担い手を育成する環境教育の推進」に取り組む。

重点⑥ 主体的な取組を強化する兵庫型「体験教育」の新展開

児童生徒による自主的なプログラム編成を試行的に実施するなど、兵庫型「体験教育」の充実を図る。

イ ふるさと意識を醸成する教育の推進

国やふるさと兵庫を愛し誇りをもつ心を育て、地域の一員としての自覚を高めるため、兵庫が誇る様々な伝統文化、伝統芸能、舞台芸術に触れる機会の充実とともに、地域に根ざした行事への参画を促すなど郷土を知る取組の推進を図る。

具体的には、「ふるさとの魅力を再認識する教育の推進」を重点として、「国や郷土の伝統文化・芸術文化に触れる機会の充実」「歴史に関する教育等の充実」に取り組む。

重点⑦ ふるさとの魅力を再認識する教育の推進

「ひょうごのふるさと魅力発見副読本（仮称）」の活用等、兵庫の歴史・産業・防災に関する知識・理解を深め、ふるさと意識の醸成につなげる。

ウ 道徳教育の推進

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培うとともに、人間としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成するため、「特別の教科 道徳」はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組むことができるよう指導体制の充実や家庭・地域との連携の推進を図る。

具体的には、「他者や自己との『対話』により考えを深める道徳教育の推進」を重点として、「学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進」に取り組む。

重点⑧ 他者や自己との「対話」により考えを深める道徳教育の推進

指導方法や評価方法の工夫改善についての教員研修等を通じて、自分の考えを発表したり仲間の考えを聞いたりする「他者との対話」や心の中で仲間の考えと自分の考えを比べ自分の考えを発展させる「自己内対話」により、考えを深める授業の推進を図る。

エ 人権教育の推進

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、他者と共生する態度を育成するため、学校の教育活動全体を通じて、女性（男女共同参画等）・子ども（いじめ等）・高齢者・障害のある人・同和問題・外国人・拉致問題・性的マイノリティ等人権に関わる課題に対する人権教育の推進を図る。

具体的には、「多文化共生社会の実現をめざす教育の充実」を重点として、「人権課題の主体的解決に向けた教育の推進」に取り組む。

重点⑨ 多文化共生社会の実現をめざす教育の充実

小・中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒等⁸²を支援するための日本語指導に関わる支援員の配置や子ども多文化共生サポーター⁸³の派遣の充実、教員研修の実施等、多様

⁸² 日本語指導が必要な外国人児童生徒等：日本語以外の言語を家庭内で使用しているなどの事情により、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている児童生徒」のこと。

な文化的背景をもつ人々と共生するための取組の推進を図る。

オ 「兵庫の防災教育」の推進

阪神・淡路大震災から四半世紀が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぐとともに、その経験と教訓をいかし、南海トラフ巨大地震⁸⁴や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」の推進を図る。

具体的には、「『伝え』『活かし』『備える』実践的な兵庫の防災教育の推進」を重点として、「震災からの創造的復興の経験をいかした被災地の支援」に取り組む。

重点⑩ 「伝え」「活かし」「備える」実践的な兵庫の防災教育の推進

震災の記憶の風化を防ぐ取組や防災教育に関するカリキュラムの見直し等により、防災・減災指導の充実を図る。また、学校現場における自然災害発生時の対応等の実情を踏まえ、学校防災マニュアル⁸⁵の改訂等により、学校防災体制の整備を支援する。

(3) 「健やかな体」の育成

子どもたちが、生活環境が急激に変化する社会において、人生100年を通じて活力をもって創造的に活動していくためには、スポーツに親しみ継続的に運動ができる資質・能力の育成を図るとともに、健康で安全な生活を送るための基礎を培い、心身の調和的発達を図ることが重要である。

このため、次の3つの施策に取り組む。

施策

- ア 体力・運動能力向上の推進
- イ 食育の推進
- ウ 健康教育・安全教育の推進

ア 体力・運動能力向上の推進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、人生100年を通じて継続して運動に取り組むことができる資質・能力の育成を図る。また、運動部活動については、適切な休養等による安全の確保、生徒の自主性の尊重等に留意しつつ、責任感、連帯感の涵養等を図る。

具体的には、「豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成」を重点として、「体力・運動能力向上を図る態度の育成」に取り組む。

重点⑪ 豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成

児童生徒の体力水準の維持、向上を図るため、体育授業のより一層の充実に資する研修資料の作成や体力アップサポーター⁸⁶の派遣等の推進を図る。また、人生100年を通じて児童生徒

⁸³ 子ども多文化共生サポーター：日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、学校に派遣される当該児童生徒の母語を話すことができる人物。

⁸⁴ 南海トラフ巨大地震：最大クラスの南海トラフ地震。

⁸⁵ 学校防災マニュアル：学校において、児童生徒等の安全を確保するため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき具体的内容及び手順を定めた対処要領の1つ。

⁸⁶ 体力アップサポーター：「体力アップひょうご」サポート事業において、小学生の体力・運動能力の向上を図るために派遣される専門性に優れた地域の外部指導者、公立中学校・高等学校の保健体育科教員、民間のスポーツクラブの指導者等。

が健やかに生き、豊かなスポーツライフを送るとともに、児童生徒の運動習慣の確立を図るため、オリンピック・パラリンピックムーブメント展開事業を通じて、県ゆかりのオリンピック選手等の技術や経験に触れる機会を設けることで、児童生徒のスポーツに親しむ機会の充実を図る。加えて、部活動指導員や外部指導者⁸⁷の活用等により、運動部活動の活性化を図る。

イ 食育の推進

児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、新学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な食育の推進とともに、学校給食における県産農林水産物の活用の促進を図り、家庭・地域と連携しながら食育の実践に取り組む。

具体的には、「食に関する自己管理能力を育む食育の推進」を重点として、「学校教育活動全体で行う食育の推進」に取り組む。

重点⑫ 食に関する自己管理能力を育む食育の推進

健康で望ましい食習慣の形成を図るため、教育現場における食育の指導方法を広く周知するための資料を作成するとともに、児童生徒が健康的な食生活について考えるための機会を設定するなど、食育の重要性に関する意識の涵養を図る。

ウ 健康教育・安全教育の推進

人生100年を通じて健康な生活を送るために必要な力を育成するとともに、多様化・深刻化している心身の健康課題を解決するため、学校保健に関する教職員の資質・能力の向上、体系的な保健教育の充実及び家庭・地域の医療機関等との連携による保健管理の充実を図る。また、児童生徒に自らの安全を守るための能力を身に付けさせるため、安全教育の推進を図る。

具体的には、「積極的に健康な生活を実践する力を育む保健教育の推進」を重点として、「危機に適切に対応できる力を育む安全教育の推進」に取り組む。

重点⑬ 積極的に健康な生活を実践する力を育む保健教育の推進

人生100年を通じて、児童生徒が健康への意識を高め、生涯にわたって健康の保持増進に自主的・主体的に取り組む意義について理解を深めるための機会を提供する。

⁸⁷ 外部指導者：部活動で顧問の教員を助け、専門的な指導をするために登用される人材(地域住民、保護者、学生等)。

(4) 兵庫型「キャリア教育」の推進

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためには、「キャリアプランニング能力」をはじめ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」を養い、社会的・職業的自立の基盤となる「基礎的・汎用的能力」を育成することが重要である。

このため、次の2つの施策に取り組む。

施策

- ア 体系的・系統的なキャリア教育の推進
- イ 社会に触れる機会の充実

ア 体系的・系統的なキャリア教育の推進

一人一人の児童生徒が、生涯を見据えて、学ぶ意義や目的を見出し、充実した人生を送るための基盤となる「基礎的・汎用的能力」の4つの能力について意図的・継続的に育成を図る。また、国民としての社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を育成する政治的教養を高める教育の充実を図る。

具体的には、「小・中・高一貫したキャリア形成を図る取組の充実」を重点として、「キャリアプランニング能力等の育成」に取り組む。

重点⑭ 小・中・高一貫したキャリア形成を図る取組の充実

子どもたちが何に興味をもち何に力を入れて取り組んできたか、得意なことは何かなど自分の姿に気づき、自分の将来につながる記録「キャリアパスポート⁸⁸」の導入を見据えたキャリアノート⁸⁸の活用について充実を図る。加えて、キャリア形成の支援に関する教員による評価方法のあり方を検討する。

イ 社会に触れる機会の充実

小・中・高それぞれの発達の段階に応じ、教育活動全体を通じた体系的・系統的なキャリア教育を組織的に推進するため、社会に触れる機会の充実を図る。その際、子どもたちが生涯を見据え、学ぶこと、働くこと及び生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考えるとともに、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう支援する。

具体的には、トライやる・ウィークをはじめとする「兵庫型『体験教育』を通じた機会の充実」、グローバル化が進行する社会で活動するために必要な語学力やコミュニケーション能力等を培う「海外留学・国際交流等を通じた機会の充実」に取り組む。

※ 施策イ「社会に触れる機会の充実」については、基本方針1-(2)-ア「兵庫型『体験教育』の推進」に基づき実施する取組を中心に、基本方針1-(1)-イ「国際理解を深める教育の推進」に基づき実施する取組等と併せ、これらを通じて推進を図る。

⁸⁸ キャリアパスポート：教育課程全体で行うキャリア教育の中で、特別活動が中核的に果たす役割を明確にするため、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ(児童生徒の学習の過程や成果等の記録を、計画的にファイル等にためておくこと)的な教材。

(5) 特別支援教育の推進

地域の実情や学校・児童生徒の状況に対応した教育環境整備を進めながら、すべての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある児童生徒等が在籍する可能性があることを前提として、一人一人の子どもの特性や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成することが重要である。

このため、次の2つの施策に取り組む。

施策

- ア 連続性のある多様な学びの充実
- イ 一貫性のある支援体制の構築

ア 連続性のある多様な学びの充実

障害者の権利に関する条約⁸⁹や障害者差別解消法を踏まえつつ、障害のある児童生徒等が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実に図るとともに、障害者理解に関する学習、交流及び共同学習、自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援等、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みの整備を図る。

具体的には、「教育的ニーズに応じた指導の充実」を重点として、「すべての教職員の学びの継続による特別支援教育についての専門性の向上」「特別支援教育を充実させるための教育環境整備の推進」に取り組む。

重点⑮ 教育的ニーズに応じた指導の充実

新学習指導要領に基づき、障害のある児童生徒等の各教科の学びの過程において生じる困難さに対応する教員研修を実施するとともに、通級指導教室⁹⁰の拡充を図る。また、特別支援学校においては、兵庫県特別支援学校技能検定⁹¹の拡充を図る。

イ 一貫性のある支援体制の構築

障害のある児童生徒等が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核としたネットワークを活用するとともに、市町教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を深める。

具体的には、「連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実」を重点として、「特別支援教育に関する理解啓発の推進」に取り組む。

重点⑯ 連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実

障害のある児童生徒等が、学校現場、病院及び福祉施設における活動等の日常生活の中で、適切な支援を受けることができるよう、家庭と教育、医療、福祉との連携を深めるための取組の推進とともに、医療的ケア等についての安全・安心な実施体制の整備を図る。

⁸⁹ 障害者の権利に関する条約：障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。第24条(教育)に関して、障害者を受容する教育制度(いわゆるインクルーシブ教育システム)とは、障害のある児童がその潜在能力を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加できるようにするという教育理念のもと、障害のある児童と障害のない児童とが可能な限り一緒に教育を受けられるよう配慮することと考えられている。

⁹⁰ 通級指導教室：通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受ける障害のある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導を行うための教室。

⁹¹ 兵庫県特別支援学校技能検定：県立特別支援学校高等部の生徒が、自立し社会参加するために、就労希望が実現できるよう、生徒が身につけた就労に関する力を公的に証明する技能検定。

(6) 幼児期の教育の充実

幼児期において、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、すべての子どもが人間としてよりよく生きるための基礎を獲得するとともに、心身ともに健やかに成長することができるよう、幼児期から質の高い教育を提供することが重要である。

このため、次の施策に取り組む。

施策

ア 幼児期における教育の質の向上

ア 幼児期における教育の質の向上

幼稚園、保育所及び認定こども園における幼児の心身の調和のとれた発達を図るため、一人一人の特性に応じた質の高い教育・保育の推進、保・幼・小連携の推進、家庭・地域との連携による家庭教育への支援等に取り組む。また、教職員は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境の創造に努める。

具体的には、「小学校教育との円滑な接続のための取組の充実」を重点として、「幼児一人一人の発達の特性に応じた質の高い教育・保育の推進」「幼稚園・保育所・認定こども園と家庭・地域との連携」に取り組む。

重点⑰ 小学校教育との円滑な接続のための取組の充実

幼稚園、保育所及び認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、幼児教育の充実を図るとともに、研修資料を作成し、幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校に配布し、小学校教育との接続を円滑かつ効果的なものとするための取組の推進を図る。また、幼稚園教諭や保育士の参加による幼児教育の質の向上を目的とした研修会を開催する。

(7) 高等教育（大学）の推進

高等教育機関が地域における「知の拠点」として先端的な研究を実施するとともに、イノベーションを牽引し高度な専門性を有し社会に新たな価値を創造する人材を育成することが重要である。

このため、次の2つの施策に取り組む。

施策

- ア 高等教育の更なる充実
- イ 専門職大学の設立

ア 高等教育の更なる充実

経済社会の変化、グローバル化の急速な進展及び本格的な人口減少社会が到来する中において、社会で自立できる高度な人材の育成、修学、生活、キャリア形成等の学生支援の充実、高度な研究基盤を活用した先端研究や地域資源を活用した地域に貢献する研究の推進等、地域課題の解決に貢献し伝統と強みをいかし個性・特色豊かで地域の核となる大学づくりの推進を図る。

具体的には、「個性・特色豊かな県立大学づくりの推進」を重点として、「大学間連携の推進」に取り組む。

重点⑱ 個性・特色豊かな県立大学づくりの推進

県立大学の中期目標・中期計画⁹²に基づき、国際商経学部⁹³及び社会情報科学部⁹⁴を新設するなど、学生や地域にとって魅力ある個性・特色豊かな県立大学づくりの推進を図る。

イ 専門職大学⁹⁵の設立

産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能をもって新たな価値を創造することができる専門職業人材を養成するために専門職大学を設立し、教育の充実等を図る。

具体的には、「但馬地域における専門職大学の設立」を重点として取り組む。

重点⑲ 但馬地域における専門職大学の設立

国公立大学で初めて、本格的に演劇を学ぶことができ、これを基礎に地域の魅力を最大限に引き出す観光地域づくりや芸術文化を通じた新たな価値を創造し豊かな地域づくりを担う人材を育成する専門職大学を但馬地域に設立する。

⁹² 県立大学の中期目標・中期計画：地方独立行政法人法第25条の規定により、設立団体の長である兵庫県知事が定めた中期目標に基づき、同法第26条の規定により、公立大学法人となった兵庫県立大学が作成し、兵庫県知事の認可を得た計画。

⁹³ 国際商経学部：平成31年4月に兵庫県立大学に新設される学部。経済学・経営学の両輪を学び、グローバル人材の育成をめざす。

⁹⁴ 社会情報科学部：平成31年4月に兵庫県立大学に新設される学部。「生きたデータ」から学び、未来のデータサイエンティストの育成をめざす。

⁹⁵ 専門職大学：既存の大学制度と異なるシステムとして、大学制度の中に、実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化するものであり、産業界との密接な連携により、専門職業人材の養成強化を図る。専門職大学は、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成、実施することになっており、産業界等と連携した教育を実施することが義務付けられる。実務家教員を教員組織の中に積極的に位置づけ、必要専任教員数のおおむね4割以上を実務家教員とし、その半数以上は研究能力を併せ有する実務家教員とする。

子どもたちの学びを支える環境の充実

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、学習環境を整備するとともに、教育の原点である家庭の教育力や子どもを見守り支える地域の教育力を高めることが重要である。加えて、新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められており、学校教育の家庭及び社会との連携・協働がより一層求められている。

そのためには、子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人一人の資質・能力の向上及び働き方改革の推進はもとより、いじめ、不登校等の課題について校長のリーダーシップのもと学校全体で取り組む組織づくり、安全・安心で質の高い教育環境の整備、ICT環境の充実、多様化する県民のニーズに応じた兵庫の公教育の一翼を担う私学教育の振興を図ることが必要である。加えて、子どもが安心できる家庭教育に関する環境づくり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを支援し、学校・家庭・地域が連携・協働した社会総掛かりの教育を推進することが必要である。

そこで、次の5つの基本的方向に沿って取組を推進する。

(1) 教職員の資質・能力の向上

質の高い教職員を確保するとともに、教職生活の全体を通じて学び続ける教職員を支援し資質・能力の向上を図るためには、養成・採用・研修を一体的・効率的に実施することが重要である。また、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる体罰や非違行為等の根絶に努める。併せて、教職員の働き方改革を推進することが重要である。

このため、次の2つの施策に取り組む。

施策

- ア 質の高い教職員の確保及び資質・能力の向上
- イ 教職員の働き方改革の推進

ア 質の高い教職員の確保及び資質・能力の向上

教職員として必要な使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識・実践的指導力に加え、キャリアステージに応じた資質・能力を生涯にわたって高めていく力、情報を適切に収集・選択・活用する能力、知識を有機的に結びつけ構造化する力等を養成するため、体系的な研修を実施する。また、この中で、体罰の未然防止の徹底や指導の強化等の研修を実施する。

具体的には、「兵庫県教員・管理職資質向上指標等を活用した研修の充実」を重点として、「様々な教育課題に適切に対応するための優秀な教職員の確保」に取り組む。

重点⑳ 兵庫県教員・管理職資質向上指標等を活用した研修の充実

カリキュラム・マネジメントや教職員の勤務時間管理等を適切に実施するとともに、学校が抱える様々な課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職を育成する。

校長及び教員の職責及び適性に応じて資質・能力の向上を図るため、「兵庫県教員・管理職資質向上指標」等を踏まえた実践的な教員研修を実施する。

イ 教職員の働き方改革の推進

教職員は、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てる一方で、増加・多様化する職務の中でワーク・ライフ・バランスにも配慮しながら、心身の健康を保持することが求められている。学習指導に限らず、学校が抱える課題がより複雑化・困難化している中、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保するため、業務の見直し・削減を図り、外国語指導や部活動指導等、児童生徒に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる体制づくりを図る。

具体的には、「外部人材の積極的な活用の推進」を重点として、「学校業務改善の取組等を通じた教職員の子どもと向き合う時間の確保」「教職員の協働による学校運営の改善及び危機管理体制の構築」「教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実」に取り組む。

重点⑱ 外部人材の積極的な活用の推進

定数改善により新たに配置する教員や外部人材を有効に活用することにより、教職員の勤務時間の適正化を図るとともに、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置による効果を検証し、より効率的な配置を進める。

(2) 学校の組織力の強化

新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程の実現やいじめ、不登校等に適切に対応するためには、校長のリーダーシップのもと、多様な専門性をもつ外部人材の活用を図りながら、教職員一人一人の力を組織的かつ機動的にいかしていく協働体制を確立し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制を構築することが重要である。

このため、次の2つの施策に取り組む。

施策

ア 管理職の確保・育成

イ 地域・家庭と連携しいじめ等問題行動・不登校への対応

ア 管理職の確保・育成

管理職の学校運営能力の向上を図るため、新任管理職に対する教育行政・学校経営研修の充実を図る。また、学校運営・教育活動の中核的役割を担う主幹教諭の計画的な配置、女性管理職の積極的な登用、資質・能力を高める研修の実施等に取り組む。

具体的には、「兵庫県教員・管理職資質向上指標を活用した研修の充実」を重点として、「学校管理職の養成及び学校運営能力の向上」に取り組む。

重点⑳ 兵庫県教員・管理職資質向上指標等を活用した研修の充実【再掲】

カリキュラム・マネジメントや教職員の勤務時間管理等を適切に実施するとともに、学校が抱える様々な課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職を育成する。

校長及び教員の職責及び適性に応じて資質・能力の向上を図るため、「兵庫県教員・管理職資質向上指標」等を踏まえた実践的な教員研修を実施する。

イ 地域・家庭と連携しいじめ等問題行動・不登校への対応

兵庫県いじめ防止基本方針及びいじめ対応マニュアルに基づき、県民総がかりで、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る全県的、地域的な連携体制を強化する。また、不登校等対策については、県立但馬やまびこの郷を中核としながら、学校復帰を基

本として、学校や関係機関等と連携するためネットワークを構築し、復帰に向けたプログラムの充実等を図る。

具体的には、「いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応の強化」を重点として、「いじめ等問題行動対策の推進」「不登校等対策の推進」「心の教育に関する今日的な課題への対応」に取り組む。

重点② いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応の強化

いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応を強化するため、児童生徒への指導・支援を専任する教員の配置や専門知識を有したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー⁹⁶の積極的な活用等を行うとともに、学校内での組織的・機動的な指導体制の確立や心理的な支援の充実を図る。また、関係機関との連携の推進等支援体制の強化を図る。

(3) 修学環境の整備・充実

子どもたちが安心して学校生活を送るためには、安全で質の高い修学環境の整備を図ることが重要である。また、すべての子どもたちが家庭の経済事情に関わらず未来に希望をもち、自己実現を図ることができるように教育環境の向上を図ることが重要である。

このため、次の3つの施策に取り組む。

施策

- ア 安全・安心な教育環境整備の推進
- イ ICT等の先進的な学習基盤の整備
- ウ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

ア 安全・安心な教育環境整備の推進

学校施設の老朽化に対応するため、長寿命化改修やトイレ改修の計画的な推進を図るとともに、空調設備、太陽光発電設備等学習環境の整備を図る。

具体的には、「老朽化対策、トイレ改修、空調設置等の推進」を重点として取り組む。

重点③ 老朽化対策、トイレ改修、空調設置等の推進

学校施設の老朽化対策や特別教室への空調設備の設置を早急に進め、子どもたちが安全・安心かつ快適に学ぶための環境の整備を図る。

イ ICT等の先進的な学習基盤の整備

「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」や「Society 5.0に向けた人材育成」等の国が示す方針を踏まえ、大型提示装置、実物投影装置、学習者用コンピュータ、無線LAN等の学習活動を支えるICT機器等とともに、EdTech⁹⁷の活用も見据えたICT環境の整備に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

具体的には、「『主体的・対話的で深い学び』を支援するICT環境の整備」を重点として取り組む。

⁹⁶ スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者。社会福祉士、精神保健福祉士等。教育相談に当たり、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、学校の教職員とチームを組み、児童生徒が置かれた環境への働きかけを行うことが求められる。

⁹⁷ EdTech：Education(教育)とTechnology(テクノロジー)を組み合わせた造語。学習スタイルや教材にデジタル技術を活用し、従来の教育の仕組みに変革をもたらすビジネス、サービス全般を指す。例としては、タブレットを用いた授業、動画学習、社会人向けのオンラインプログラミング講座、欧米の一流大学によるオンライン講義等がある。

重点⑭ 「主体的・対話的で深い学び」を支援する ICT 環境の整備

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、効果的・効率的に情報活用能力を習得するために必要な ICT 環境の整備を図るとともに、高等学校における遠隔授業の研究等学びの選択肢を多様化させるための環境の整備を図る。

ウ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

子どもたちの学習機会を保障するため、経済的理由によって就学が困難な高校生等に対して奨学資金の貸与等を行うなど、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援等を実施する。

具体的には、「国の制度創設を踏まえた教育費負担の軽減」を重点として取り組む。

重点⑮ 国の制度創設を踏まえた教育費負担の軽減

2019 年度の消費税増税に伴い導入される国の教育費負担軽減施策の展開を踏まえ、引き続き、県が実施する就学支援事業や奨学のための給付金事業の効率的な執行に努める。

(4) 私学教育の振興

公教育の一翼を担う私立学校においては、それぞれが独自の建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開し、多様化する県民のニーズに応じた特色ある教育研究を推進し、本県の学校教育の発展にとって重要な役割を果たしている。また、専修学校・各種学校は、実践的な職業教育・技術教育等を行う教育機関として重要な役割を果たしている。

このため、次の 2 つの施策に取り組む。

施策

- ア 私立学校の教育への支援**
- イ 専修学校・各種学校の教育への支援**

ア 私立学校の教育への支援

私立学校の適正な運営に基づく教育条件の維持向上及び保護者の経済的な負担の軽減等を図るため、経常費補助、魅力ある学校づくりや特色ある教育活動等に対する助成、就学支援金・授業料軽減補助をはじめとする私立高等学校等生徒の就学助成を実施する。また、兵庫の学校教育の発展に向けて、公私の連携・協調を図る。

具体的には、「私立学校の経営及び特色ある教育、保護者負担軽減への支援」を重点として取り組む。

重点⑯ 私立学校の経営及び特色ある教育、保護者負担軽減への支援

県内私立学校等の適正な運営と教育の充実を支援するため、経常費補助及び活力ある学校づくり、特色ある教育活動等に対する助成金の支給等を実施するとともに、私立高校授業料の負担軽減策の拡充の動向を踏まえ、所要の対応を図る。また、公私が連携・協調し、兵庫の公教育をともに支える環境づくりの推進を図る。

イ 専修学校・各種学校の教育への支援

専修学校・各種学校の教育の振興を図るため、学校運営の基盤強化、特色ある先進的な教育の推進、産業界や地域と連携した職業教育・技術教育の充実強化、生涯学習機能の向上等を図るための支援を実施する。

具体的には、「専修学校・各種学校の経営及び特色ある教育、保護者負担軽減への支援」を重点として取り組む。

重点⑳ 専修学校・各種学校の経営及び特色ある教育、保護者負担軽減への支援

専修学校・各種学校の適正な運営と教育の充実を支援するため、経常費補助及び活力ある学校づくり、特色ある教育活動等に対する助成金の支給等を実施するとともに、実践的な職業教育や多様な生徒の受け入れの充実、専門的な職業教育機関として重要な役割を担う専門学校の魅力発信に向けた取組を支援する。

(5) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家族の触れ合いの時間を確保し基本的なしつけを通して、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや食生活を含め規則正しい生活習慣を身に付けさせることなどが重要である。また、児童生徒の地域における学びの充実を図るとともに、家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題を解決するためには、地域全体で連携して学校及び家庭教育を支えることも重要である。

このため、次の2つの施策に取り組む。

施策

- ア 家庭の教育力の向上
- イ 地域の教育力の向上

ア 家庭の教育力の向上

親が親として成長するための学びを支援するため、子どもの生活習慣づくり、親相互の学びの機会の設定、シニア世帯による子育て支援、情報の提供や相談窓口の開設等を実施する。また、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校における日常の生活・学習指導、PTCA 活動等を通じ、食育、家庭学習等の基本的な生活習慣、学習習慣の確立等、家庭教育の重要性について啓発する。

具体的には、「乳幼児期から学齢期を通じた家庭教育の充実」を重点として、「親としての学びへの支援」「地域ぐるみの家庭における子育て支援の推進」に取り組む。

重点㉑ 乳幼児期から学齢期を通じた家庭教育の充実

民生委員・児童委員による戸別訪問等を通じて、乳幼児家庭と地域社会をつなぐ取組や地域子育て支援拠点事業⁹⁸と連携した取組を通じて、就学や養育に不安を抱えている乳幼児家庭の家庭教育を充実させる取組を、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校と連携のもと推進を図る。

イ 地域の教育力の向上

地域が主体的に学校運営に参画し効果的に学校を支援するとともに、地域における子育て家庭への支援、放課後等における子どもの居場所の確保、登校時の見守り活動、学校支援活動等を継続的に実施するなど、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりや学校からの積極的な情報発信を踏まえた地域と学校の緊密な連携等を図る。

⁹⁸ 地域子育て支援拠点事業：地域で子育てを支えるため、当事者相互の交流を図り、子育ての不安や悩みを相談し、助言や援助を受けられる場所を設置する事業。核家族化や地域のつながりが希薄化したため、とくに乳幼児の子育てが孤立化する傾向が強まっている。子育て中で外出機会の少ない保護者の身近な場所で孤独感や不安を緩和し、子どもの健やかな成長を支援することが目的である。

具体的には、「学校・家庭・地域が連携・協働した『地域とともにある学校⁹⁹』づくりの推進」を重点として、「地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進」に取り組む。

重点⑳ 学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校」づくりの推進

家庭と地域が学校と連携・協働し学校教育の充実を図り、地域学校協働本部の体制を強化するため、本部とPTAとの連携、地域コーディネーター¹⁰⁰等（地域学校協働推進員を含む）や地域住民（ボランティア）、教職員に対する研修会を実施するなど、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む「地域とともにある学校」の構築を図る。

⁹⁹ **地域とともにある学校**：学校が抱える課題の解決を図り、子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体になって子どもたちを育む学校。

¹⁰⁰ **地域コーディネーター**：教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言を行う、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う。社会教育法では、「地域学校協働活動推進員」という。

人生 100 年を通じた学びの推進

「人生 100 年時代」を見据え、すべての人が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことをいかして活動できる社会を形成することが求められている。

そのためには、県民一人一人がその生涯を通じて、必要な知識、技能及び技術を学び、活用して、知的・人的ネットワークを構築するとともに、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備することが重要である。また、地域創生を図るとともに、グローバル社会において他者と共に生きるためにも、それぞれの個人がそのよりどころとする「ふるさと」を知り、その文化を次代につなぐことが重要である。加えて、県民一人一人が人生を健康にいきいきと過ごす社会づくりが必要である。子どもの頃から、基礎的な体力を身に付けることはもとより、人生 100 年を通じて運動・スポーツに親しむために、「する・みる・ささえる」の観点から、競技スポーツ、生涯スポーツ、障害者スポーツの推進を図る必要がある。

そこで、次の 3 つの基本的方向に沿って取組を推進する。

(1) 主体的に生きるための学びと場の充実

生涯学習を推進するためには、若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくり、学習成果の発表の場の拡充、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境等の動機づけが重要である。また、社会を取り巻く環境が変化する速度が以前よりも上昇する時代を生き抜くためには、「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」の整備を図ることが重要である。

このため、次の 2 つの施策に取り組む。

施策

- ア 学びの充実
- イ 社会教育施設の充実

ア 学びの充実

県民一人一人が生涯を通じて様々な学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動を得るとともに、豊かな心を育むものである。人生 100 年を通じて、すべての県民が自らの人生を設計し活躍することができるよう、ライフステージに応じた地域づくり活動、男女共同参画、環境問題、人権問題、消費者問題等の知識・技能の習得や知的・人的ネットワークの構築等により、県民の「学び」を支える取組の推進を図る。

具体的には、「ライフステージに応じた学びの充実」を重点に、「指導者の専門性向上のための研修の実施」に取り組む。

重点⑩ ライフステージに応じた学びの充実

すべての県民が大学・専門学校や高齢者大学¹⁰¹講座等の様々な施設・講座において、成人や高齢者等それぞれのライフステージに応じて学びを通じた主体的なキャリア形成を図り、それ

¹⁰¹ 高齢者大学講座：生涯学習の一環として高齢者に総合的・体系的な学習の機会を提供し、生きがいある充実した生活基盤を確立するための学習の場として、また、長寿社会を担う地域活動の実践者を養成することにより、高齢者の社会参加の推進に寄与することを目的として開設している。

ぞれの人生の節目に、復職や再就職、起業等を円滑に成し遂げられるよう、リカレント教育¹⁰²や様々な課題に関する学習等の学びの機会や場の充実を図る。また、世代を超えて互いに交流しながら、地域、暮らし及び生きがいを共に創り、高め合う「地域社会」を実現するための活動を通じて、各自が成長していくための環境の整備を図る。

イ 社会教育施設の充実

県民が、美術館や博物館等の社会教育施設を一層利用することができるよう、施設の魅力を伝える広報活動の積極的な展開とともに、多様な学習ニーズに対応した学びのプログラムの提供や施設の充実を図る。

具体的には、「美術館・博物館・図書館等社会教育施設の新展開」を重点として、「美術館・博物館・図書館等社会教育施設の着実な運営」に取り組む。

重点③① 美術館・博物館・図書館等社会教育施設の新展開

○県立美術館

幅広い世代の県民が、優れた美術作品に間近に触れ、本物に出会う感動を体験する機会を充実させるとともに、地元はもとより、様々な分野での連携をいかながら、美術館への来館者を増やすための魅力づくりを強化する。

○県立歴史博物館

ひょうご五国の歴史・文化遺産を次世代に伝えるため、施設の改修を進めるとともに、現在取り組んでいる播磨学のような地域を研究する機能の全県展開を検討する。

○県立人と自然の博物館

開館以来収集してきた貴重な標本・資料を有効活用するとともに、すべての県民が学ぶ生涯学習社会の実現に寄与するため、新たな収蔵庫等の建設及び本館展示物のリニューアルを検討する。

○県立コウノトリの郷公園

開園 20 周年を迎え、「コウノトリ野生復帰グランドデザイン」の中長期目標達成に向け、野生復帰事業に関する全国ネットワークの構築を進めるとともに、今後の野生復帰の取組の方向性について検討する。

○県立考古博物館

最新の保存処理機能を備え、収蔵・修復機能を備えた埋蔵文化財収蔵物保存施設の整備を検討する。

新たに寄贈を受ける金銀器等を展示するため、加西分館の古代鏡展示館の拡張等を検討する。

○県立図書館

読書人口の減少や情報技術の進歩等図書館を取り巻く社会環境の変化に対応するため、貴重なふるさと関連資料のデジタル化を進めるとともに、県立図書館としての将来の機能について、そのあり方を含めて検討する。

¹⁰² リカレント教育：職業人を中心とした社会人に対しての学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

(2) 文化財等地域資産の活用

本県は、風土の異なる5つの「国」が1つの県を形作っており、それぞれの地域には独自の多彩な歴史や文化が育まれている。この多様な自然・風土を保有する本県が育んできた豊かな歴史文化遺産を保存し、後世に伝えるとともに、それらを活用することにより、伝統の息づく新たな地域文化を創造することが重要である。

このため、次の施策に取り組む。

施策

ア 文化財の保存及び活用

ア 文化財の保存及び活用

歴史文化遺産の保存・整備とともに、地域住民の心のよりどころとなる歴史文化遺産を継承していくことに対する理解の促進、将来の文化財の担い手である子どもたちが文化財に触れる機会の充実を図る。

具体的には、「地域創生を見据えた文化財活用計画の推進」を重点として、「歴史文化遺産の保存と整備」に取り組む。

重点⑳ 地域創生を見据えた文化財活用計画の推進

本県は多彩な歴史や文化により、育まれた数多くの歴史文化遺産を有している。これらの歴史文化遺産を後世に継承するためには、住民の理解を促し、地域社会全体で取り組むことが必要である。そのため、各市町における保存・活用の取組方針等を定めた文化財保存活用地域計画の策定を推進することにより、歴史文化遺産の確実な継承を図る。

(3) 「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進

兵庫県スポーツ推進計画¹⁰³に基づき、すべての県民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、ともに支え合う兵庫のスポーツ文化を確立し、一人一人が健康で、いきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」の実現が求められている。

このため、次の施策に取り組む。

施策

ア 競技スポーツ・生涯スポーツ・障害者スポーツの推進

ア 競技スポーツ・生涯スポーツ・障害者スポーツの推進

ジュニア期からトップレベルまでの一貫した指導体制による競技スポーツレベルの向上、スポーツクラブ 21 ひょうご等を通じた子どもから高齢者までの世代を超えた交流を含む人生 100 年を通じて親しむスポーツの推進や障害者スポーツに関する環境の整備等を図る。また、健康増進、共生社会の実現、経済・地域の活性化等、スポーツを通じた活力ある社会づくりを図る。

具体的には、「大規模国際スポーツイベントの開催を踏まえたスポーツ活動の充実」を重点として、「競技スポーツの推進」「生涯スポーツの推進」「障害者スポーツの推進」に取り組む。

重点③ 大規模国際スポーツイベントの開催を踏まえたスポーツ活動の充実

ラグビーワールドカップ 2019、オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西大会の成功やその精神としてのスポーツ、教育、文化等の継承に向け、スポーツ及び各競技大会の意義、価値等に対する県民の理解・関心の向上、ボランティア精神の涵養や多様な文化への理解等を図る。

¹⁰³ 兵庫県スポーツ推進計画：全ての県民が各々の興味・関心、適性等に応じて、様々な形態(する・みる・ささえる)でスポーツに積極的に参画できる環境の実現をめざす。その取組を通じて、スポーツの意義や価値観が広く県民に共有され、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合うスポーツ文化を確立し、「スポーツ立県ひょうご」を実現するため、本県のスポーツ施策の具体的な方向性を示す指針。

第3期プランの骨子

基本方針	基本的方向	施策	取組 ※○(マル)囲みの数字は第3期プランの重点	事業
1 「生きる力」を育む教育の推進	(1) 「確かな学力」の育成	ア 学力向上の推進	① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進	各取組に係る事業
			小・中学校における児童生徒一人一人の状況等に応じた指導の充実	
			放課後等の教育活動による学力向上対策の推進	
		イ 国際理解を深める教育の推進	② 豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育の推進	
			チャレンジ精神や異文化理解を育む海外留学・国際交流等の推進	
			ふるさと意識を醸成する教育の推進【後掲】	
		ウ 魅力と活力ある高校づくりの推進	③ 社会と連携・協働した魅力ある高校づくりの推進	
			活力ある高校づくりの推進	
		エ 理数教育の充実	④ 科学技術人材育成のための理数教育の充実	
			観察・実験、数学的活動を重視した授業改善等の推進	
		オ 情報活用能力の育成	⑤ 発達段階に応じたプログラミング教育の充実	
			情報社会に主体的に対応しうる情報活用能力(情報モラルを含む)の育成	
	(2) 「豊かな心」の育成	ア 兵庫型「体験教育」の推進	⑥ 主体的な取組を強化する兵庫型「体験教育」の新展開	
			発達段階に応じた体験活動の推進	
			持続可能な社会の担い手を育成する環境教育の推進	
		イ ふるさと意識を醸成する教育の推進	⑦ ふるさとの魅力を再認識する教育の推進	
			国や郷土の伝統文化・芸術文化に触れる機会の充実	
			歴史に関する教育等の充実	
		ウ 道徳教育の推進	⑧ 他者や自己との「対話」により考えを深める道徳教育の推進	
			学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進	
		エ 人権教育の推進	⑨ 多文化共生社会の実現をめざす教育の充実	
			人権課題の主体的解決に向けた教育の推進	
		オ 「兵庫の防災教育」の推進	⑩ 「伝え」「活かし」「備える」実践的な兵庫の防災教育の推進	
			震災からの創造的復興の経験をいかした被災地の支援	
	(3) 「健やかな体」の育成	ア 体力・運動能力向上の推進	⑪ 豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成	
			体力・運動能力向上を図る態度の育成	
		イ 食育の推進	⑫ 食に関する自己管理能力を育む食育の推進	
	学校教育活動全体で行う食育の推進			
	ウ 健康教育・安全教育の推進	⑬ 積極的に健康な生活を実践する力を育む保健教育の推進		
		危機に適切に対応できる力を育む安全教育の推進		
(4) 兵庫型「キャリア教育」の推進	ア 体系的・系統的なキャリア教育の推進	⑭ 小・中・高一貫したキャリア形成を図る取組の充実		
		キャリアプランニング能力等の育成		
	イ 社会に触れる機会の充実	兵庫型「体験活動」を通じた機会の充実【※1-(2)-ア】 海外留学・国際交流等を通じた機会の充実【※1-(1)-イ】		
(5) 特別支援教育の推進	ア 連続性のある多様な学びの充実	⑮ 教育的ニーズに応じた指導の充実		
		すべての教職員の学びの継続による特別支援教育についての専門性の向上		
	特別支援教育を充実させるための教育環境整備の推進			
	イ 一貫性のある支援体制の構築	⑯ 連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実		
特別支援教育に関する理解啓発の推進				
(6) 幼児期の教育の充実	ア 幼児期における教育の質の向上	⑰ 小学校教育との円滑な接続のための取組の充実		
		幼児一人一人の発達の特性に応じた質の高い教育・保育の推進		
		幼稚園・保育所・認定こども園と家庭・地域との連携		
(7) 高等教育(大学)の推進	ア 高等教育の更なる充実	⑱ 個性・特色豊かな県立大学づくりの推進		
		大学間連携の推進		
	イ 専門職大学の設立	⑲ 但馬地域における専門職大学の設立		

基本方針	基本的方向	施策	取組 ※○(マル) 囲みの数字は第3期プランの重点	事業
2 子どもたちの学びを支える環境の充実	(1) 教職員の資質・能力の向上	ア 質の高い教職員の確保及び資質・能力の向上	㉓ 兵庫県教員・管理職資質向上指標等を活用した研修の充実	各取組に係る事業
			様々な教育課題に適切に対応するための優秀な教職員の確保	
		イ 教職員の働き方改革の推進	㉔ 外部人材の積極的な活用の推進	
			学校業務改善の取組等を通じた教職員の子どもと向き合う時間の確保	
			教職員の協働による学校運営の改善及び危機管理体制の構築 教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実	
	(2) 学校の組織力の強化	ア 管理職の確保・育成	㉕ 兵庫県教員・管理職資質向上指標等を活用した研修の充実	
			学校管理職の養成及び学校運営能力の向上	
		イ 地域・家庭と連携したいじめ等問題行動・不登校への対応	㉖ いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応の強化	
			いじめ等問題行動対策の推進 不登校等対策の推進	
			心の教育に関する今日的な課題への対応	
	(3) 修学環境の整備・充実	ア 安全・安心な教育環境整備の推進	㉗ 老朽化対策、トイレ改修、空調設置等の推進	
		イ ICT等の先進的な学習基盤の整備	㉘ 「主体的・対話的で深い学び」を支援するICT環境の整備	
		ウ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援	㉙ 国の制度創設を踏まえた教育費負担の軽減	
	(4) 私学教育の振興	ア 私立学校の教育への支援	㉚ 私立学校の経営及び特色ある教育、保護者負担軽減への支援	
		イ 専修学校・各種学校の教育への支援	㉛ 専修学校・各種学校の経営及び特色ある教育、保護者負担軽減への支援	
	(5) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進	ア 家庭の教育力の向上	㉜ 乳幼児期から学齢期を通じた家庭教育の充実	
			親としての学びへの支援 地域ぐるみの家庭における子育て支援の推進	
		イ 地域の教育力の向上	㉝ 学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校」づくりの推進	
			地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進	

基本方針	基本的方向	施策	取組 ※○(マル) 囲みの数字は第3期プランの重点	事業
3 人生100年を通じた学びの推進	(1) 主体的に生きるための学びと場の充実	ア 学びの充実	㉞ ライフステージに応じた学びの充実 指導者の専門性向上のための研修の実施	各取組に係る事業
		イ 社会教育施設の充実	㉟ 美術館・博物館・図書館等社会教育施設の新展開 美術館・博物館・図書館等社会教育施設の着実な運営	
	(2) 文化財等地域資産の活用	ア 文化財の保存及び活用	㊱ 地域創生を見据えた文化財活用計画の推進 歴史文化遺産の保存と整備	
		ア 競技スポーツ・生涯スポーツ・障害者スポーツの推進	㊲ 大規模国際スポーツイベントの開催を踏まえたスポーツ活動の充実	
	競技スポーツの推進			
	生涯スポーツの推進			
	障害者スポーツの推進			

策定の経緯

1 兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置 平成30年4月9日～平成31年●月●日

2 委員名簿（敬称略、職名は開催当時）

分野		氏名	役職
学識経験者		長瀬 莊一	神戸女子短期大学 教授 【委員長】
		米田 豊	兵庫教育大学 副学長 【副委員長】
		新井 肇	関西外国語大学 教授
		太田 勲	兵庫県立大学 学長
		井野瀬 久美恵	甲南大学 教授
各界代表	県議会	北浜 みどり	兵庫県議会文教常任委員会 委員長（～H30.6.12）
		谷口 俊介	兵庫県議会文教常任委員会 委員長（H30.6.13～）
		向山 好一	兵庫県議会文教常任委員会 副委員長（～H30.6.12）
		小池 ひろのり	兵庫県議会文教常任委員会 副委員長（H30.6.13～）
	経済界	田中 裕子	兵庫県経営者協会 副会長
	マスコミ	小林 由佳	神戸新聞社 論説委員
	労働界	川原 芳和	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副会長
	スポーツ	平松 純子	日本オリンピックズ協会 常務理事、兵庫県体育協会 副会長
	青少年	山崎 清治	NPO法人生涯学習サポート兵庫 理事長
生涯学習	岩木 啓子	ライフデザイン研究所FLAP 代表	
行政	市町教委	福岡 憲助	兵庫県市町村教育委員会連合会 副会長
		三木 一司	兵庫県市町村教育委員会連合会 副会長
学校関係者	私学	濱名 浩	兵庫県私立幼稚園協会 理事長
		摺河 祐彦	兵庫県私立中学高等学校連合会 理事長
		丸山 博久	兵庫県専修学校各種学校連合会 会長
	保護者	審良 和哉	兵庫県PTA協議会 常務理事
	公立学校	岩濱 里江子	兵庫県国公立幼稚園・こども園長会副会長
		平野 真紀	兵庫県小学校長会 理事
		近藤 猛	兵庫県中学校長会 副会長
		中谷 安宏	兵庫県立学校長協会 副会長
岸 恵美		兵庫県立特別支援学校長会 副会長	
公募	尾藤 百合	グレイズーンの子どもを持つ親の会カーバー、園和キッズクラブ 代表	
	中西 和也	いえしまコンシェルジュ合同会社 代表社員	

3 策定経過

平成30年	5月31日	第1回検討委員会（兵庫の教育の現状と課題）
	7月30日	第2回検討委員会（骨子案①）
	9月18日	第3回検討委員会（骨子案②）
	11月8日	第4回検討委員会（素案）
	11月16日 ～12月6日	パブリック・コメントの実施（86件／44人）
	12月26日	第5回検討委員会（最終案）
平成31年	1月10日	教育委員会議決
	1月21日	政策会議（案決定）
	●月●日	第343回県議会議決

発行

兵庫県教育委員会事務局教育企画課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-4478 FAX 078-362-4283

E-mail kyouikukikaku@pref.hyogo.lg.jp

ウェブサイト <http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/index.html>